



119情報

区連会 7 月 定例会
令和 8 年 7 月 21 日
都 筑 消 防 署

■ 区内の火災状況 ※焼損面積は1㎡を満たさない場合は切り捨てて表示しています。 都筑消防署

区分 / 年別		令和 8 年		令和 7 年		累計前年比 増△減
		6月	累計	6月	累計	
火 災 件 数 (件)		2	22	6	24	△ 2
火災種別	建 物 火 災 (件)	2	16	6	14	2
	車 両 火 災 (件)	0	1	0	4	△ 3
	そ の 他 の 火 災 (件)	0	5	0	6	△ 1
焼 損 面 積 (㎡)		50	369	256	594	△ 225
死 者 (人)		0	0	0	0	0

【6月中2件】 1日 南山田二丁目 建物火災
19日 平台 建物火災

■ 区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら #7119



区分 / 年別		令和 8 年		令和 7 年		累計前年比 増△減
		6月	累計	6月	累計	
救 急 件 数 (件)		777	5,028	851	5,205	△ 177
救急種別	急 病 (件)	535	3,490	572	3,644	△ 154
	交 通 事 故 (件)	24	251	51	229	22
	一 般 負 傷 (件)	157	959	172	989	△ 30
	そ の 他 (件)	61	328	56	343	△ 15

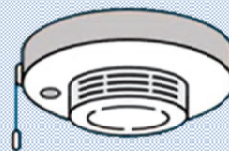
※数値は速報値のため、変更になる場合があります。

都筑消防署からの問題！

Question

住宅用火災警報器の本体は、何年くらいで交換が必要でしょうか？

- ①約5年
- ②約10年
- ③電池交換で半永久的に使える



正解は②約10年



住宅用火災警報器は10年を目安に

点検 交換 をしましょう!!

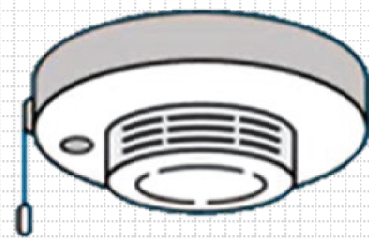
詳しい点検方法やご案内は
都筑消防署
までお問合せください



☎045-945-0119

都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会

住宅用火災警報器



火災で亡くなる方のほとんどは、逃げ遅れが原因です。火災の早期発見と早期避難のために住宅用火災警報器を設置しましょう。

設置場所

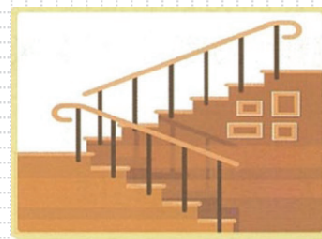
※消防法及び横浜市火災予防条例により
以下の場所には設置が義務付けられています。



台所



寝室



階段

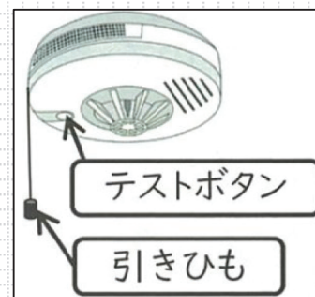
(寝室が2階以上の場合)

定期的な交換と点検

古くなった警報器は、電池の消耗や内部の部品の劣化により、適切に作動しなくなります。本体は10年を目安に交換しましょう。

<点検方法>

- ①テストボタンを押すまたは引きひもを引く
 - ②警報音（ブザーや音声）を確認
- ※警報音が鳴らない場合、電池切れや故障の可能性あります。



お問合せ先 都筑消防署 (045-945-0119)



神奈川県
横浜川崎治水事務所

区連会 7 月 定例会 説明資料

令和 8 年 7 月 2 1 日

神奈川県横浜川崎治水事務所急傾斜地第一課

がけ地の近くにお住いの皆様へ

土砂災害に備えて がけ地を調査します

いつから・どこを調査するのですか？

都筑区では、令和 8 年 8 月から調査を始めます。住宅の裏のがけ地等、都筑区内及び隣接区にまたがるがけ地約 160 箇所を調査します。土地に立ち入ることがありますのでご協力をお願いします。

何を調査するのですか？

がけ地の高さや傾斜度（勾配）等を調査します。

誰が調査するのですか？

神奈川県横浜川崎治水事務所が委託した作業員が調査します。身分証明書を携帯し、腕章を付けています。



※調査中の立会は必要ありません

※調査を行うがけ地の近くにお住まいの方には調査のお知らせをポスト投函等で配布します

神奈川県は、土砂災害防止法に基づき、おおむね 5 年ごとに土砂災害警戒区域等の指定に必要な調査を実施します。横浜市内では、令和 3 年度までに土砂災害警戒区域等を指定しましたが、地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、調査をして区域を見直します。なお、調査結果は、令和 9 年度中に公表する予定です。



問合せ先 神奈川県横浜川崎治水事務所急傾斜地第一課 ☎ 045-411-2520(直通)



表紙写真：広島県広島市安佐南区八木3丁目上山川



土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」について

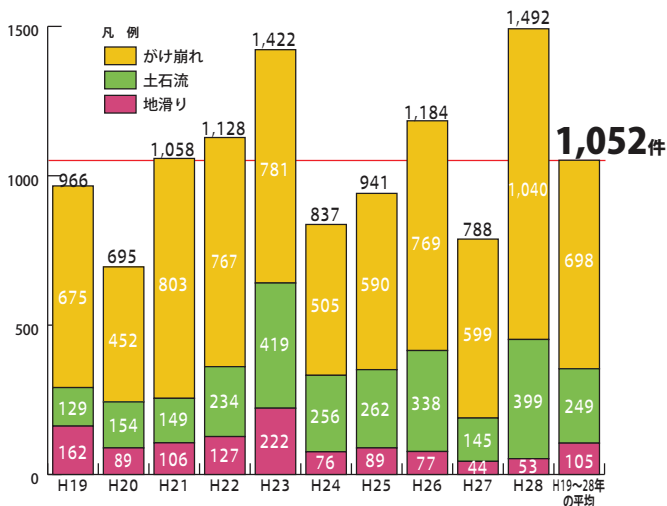
発行：全国地すべりがけ崩れ対策協議会

近年の土砂災害発生状況

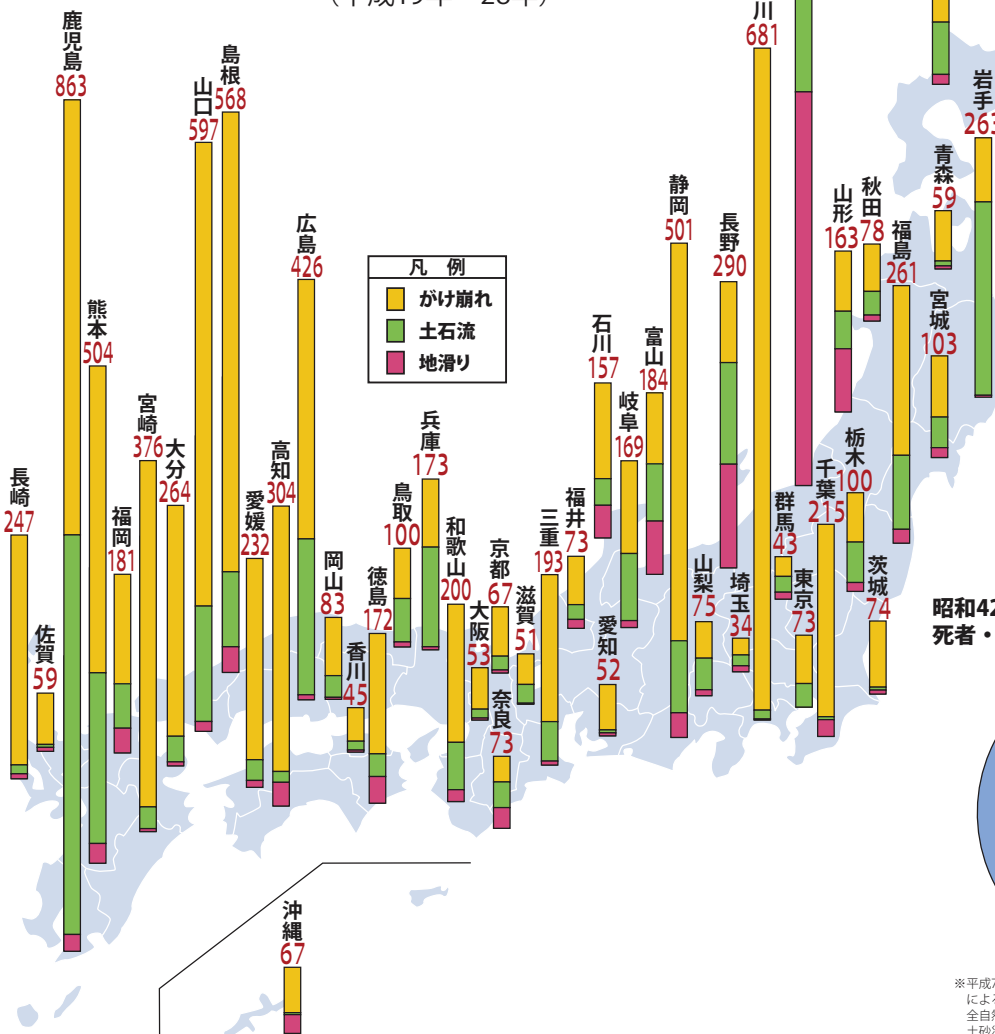
土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

■ 過去10年の土砂災害発生件数（平成19年～28年）

※小数点以下四捨五入

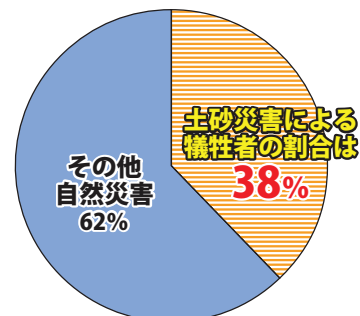


■ 過去10年の都道府県別土砂災害発生状況（平成19年～28年）



都道府県	がけ崩れ	土石流	地滑り	合計
北海道	129	53	10	192
青森県	51	5	3	59
岩手県	65	196	2	263
宮城県	62	31	10	103
秋田県	48	24	6	78
山形県	61	38	64	163
福島県	172	75	14	261
茨城県	67	3	4	74
栃木県	50	41	9	100
群馬県	20	16	7	43
埼玉県	17	11	6	34
千葉県	195	3	17	215
東京都	49	24	0	73
神奈川県	671	9	1	681
山梨県	37	32	6	75
長野県	82	103	105	290
新潟県	220	154	399	773
富山県	72	58	54	184
石川県	97	27	33	157
岐阜県	94	68	7	169
静岡県	403	73	25	501
愛知県	46	3	3	52
三重県	149	40	4	193
福井県	49	15	9	73
滋賀県	31	19	1	51
京都府	50	14	3	67
大阪府	42	9	2	53
兵庫県	69	101	3	173
奈良県	26	26	21	73
和歌山県	140	48	12	200
鳥取県	51	44	5	100
島根県	466	76	26	568
岡山県	59	22	2	83
広島県	263	158	5	426
山口県	470	117	10	597
徳島県	122	23	27	172
香川県	34	9	2	45
愛媛県	204	21	7	232
高知県	269	11	24	304
福岡県	111	45	25	181
佐賀県	52	3	4	59
長崎県	233	9	5	247
熊本県	311	173	20	504
大分県	234	26	4	264
宮崎県	351	22	3	376
鹿児島県	441	405	17	863
沖縄県	46	2	19	67
合計	6,981	2,485	1,045	10,511

昭和42年～平成28年までの自然災害による死者・行方不明者の内訳



※平成7年兵庫県南部地震および平成23年東北地方太平洋沖地震による死者・行方不明者数は除く
全自然災害については消防庁調べ、土砂災害については国土交通省砂防部調べによる

土砂災害防止法の概要

『土砂災害防止法』とは

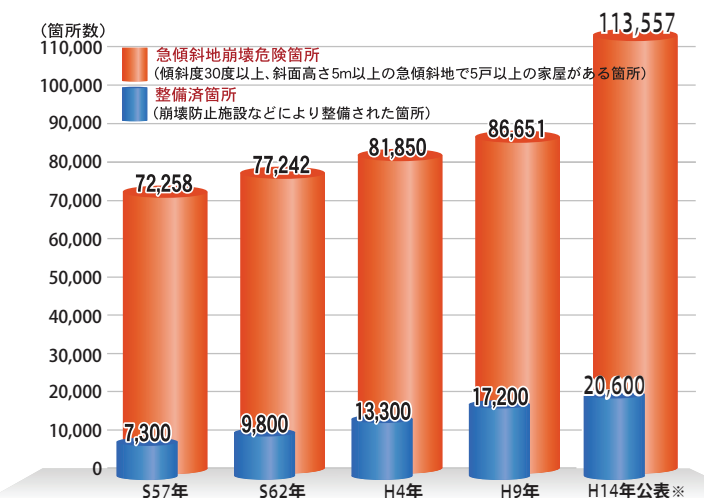
土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

「土砂災害防止法」制定の背景

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

また、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。そのようなすべての危険な箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となってしまいます。

このような土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策を充実させていくことが大切なのです。



●急傾斜地崩壊危険箇所数と整備箇所数の推移

※急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのうち、Ⅰ：「人家5戸以上等の箇所」

対象となる土砂災害：急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り

土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通大臣]

- ・土砂災害防止のための対策に関する基本的事項
- ・基礎調査に関する指針
- ・土砂災害特別警戒区域等の指定方針
- ・土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転等の方針

基礎調査の実施 [都道府県]

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定等のための調査

・基礎調査結果の公表

土砂災害警戒区域の指定 [都道府県知事]

〈土砂災害のおそれがある区域〉

- 情報伝達、警戒避難体制の整備 [市町村長]
- 警戒避難に関する事項の住民への周知 [市町村長]

土砂災害特別警戒区域の指定 [都道府県知事]

〈建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域〉

- 特定の開発行為に対する許可制
対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制（都市計画区域外も建築確認の対象）
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保

〈警戒避難体制の整備等〉

- ・市町村地域防災計画への記載
- ・要配慮者利用施設の避難体制
- ・土砂災害ハザードマップの配布等

〈建築物の構造規制〉

- ・居室を有する建築物の構造基準の設定（建築基準法）

〈移転等の支援〉

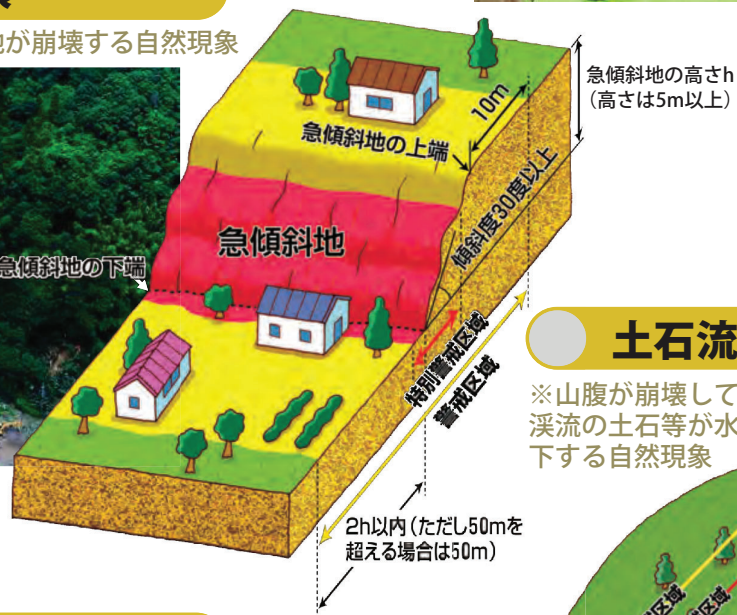
- ・住宅金融支援機構の融資
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

基礎調査の実施・公表

都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、結果を公表します。

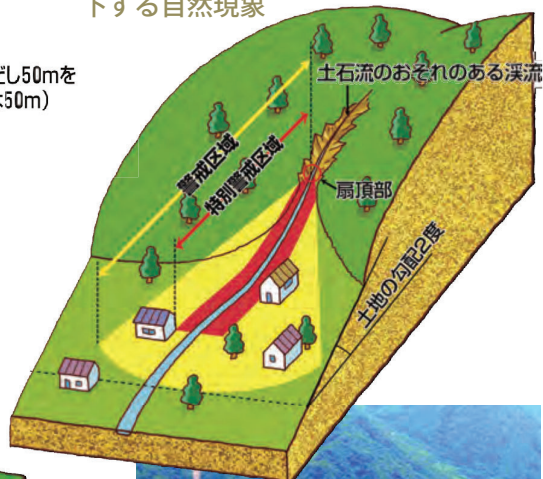
急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



区域の指定

基礎調査結果の公表後、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

■ 急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

■ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■ 地滑り

- イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

※ただし、地滑りに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30時間が経過した時において作用するものとされている。また、地滑りに係る特別警戒区域は地滑り区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

警戒区域では

土砂災害警戒区域

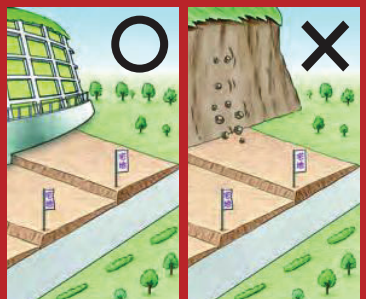
土砂災害のおそれがある区域



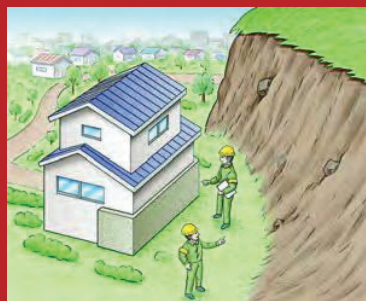
警戒避難体制の整備
土砂災害から生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村】

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



特定の開発行為に対する許可制
住宅等地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限り許可されます。
【都道府県】



建築物の構造規制
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
【建築士事を置く地方公共団体等】



建築物の移転勧告
土砂災害時に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】

特別警戒区域ではさらに

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

1. 市町村地域防災計画への記載

土砂災害を防止・軽減するためには、土砂災害が生ずるおそれのある区域において土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立しておくことが大切です。このため、土砂災害に関する警戒避難体制について、その中心的役割を担うことが期待される市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされています。

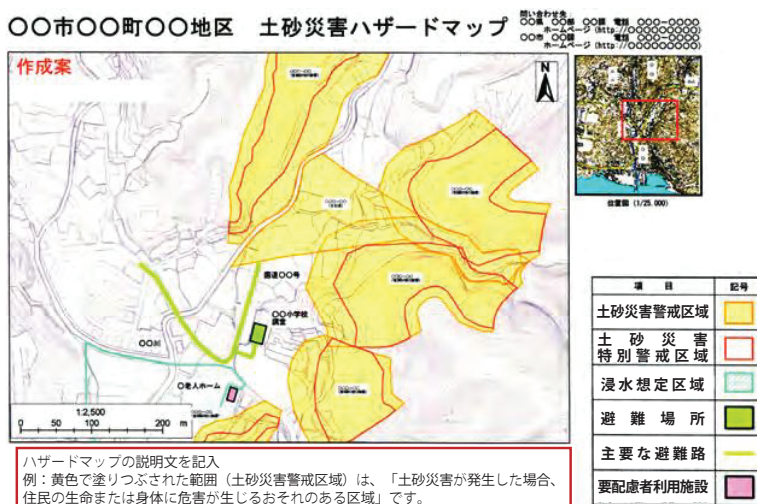
2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制

警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を記載するとともに、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めることとされています。

また、警戒区域内の市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられています。

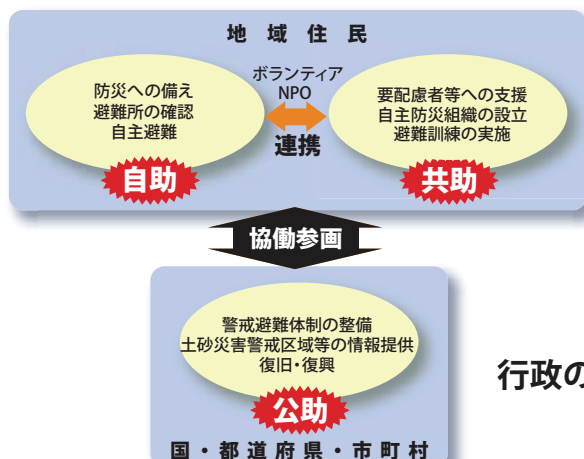
3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

土砂災害による人的被害を防止するためには、住居や利用する施設の存する土地が土砂災害の危険性がある地域かどうか、緊急時にはどのような避難を行うべきか、といった情報が住民等に正しく伝達されていることが大切です。このため、市町村長は市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じることが義務づけられています。



4. 宅地建物取引における措置

警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられています。



土砂災害に備えるために

土砂災害の危険から身を守るのはあなた自身です。家や職場の周囲は安全ですか？危険な場所を点検し、防災情報を収集するなど「日頃の備え」を万全にし、いざとなったら「早めの避難」を心がけましょう。

住民の一人ひとりが、土砂災害に対時的確な判断をし、行動をとるために、行政は、専門的かつ技術的な事項について、的確な情報提供をはじめとする手助けを行います。

行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」で
土砂災害による人的被害をゼロに。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

1. 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅・宅地分譲等や特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと都道府県知事が判断した場合に限って許可されることになります。

2. 建築物の構造の規制

特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるように、居室を有する建築物については建築確認の制度及び構造規制が適用される場合があります。すなわち区域内の建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事又は指定検査確認機関の確認を受ける必要があります。

3. 建築物の移転等の勧告及び支援措置

急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について都道府県知事が勧告することができることになっています。

特別警戒区域内の施設整備にかかる防災工事や区域外への移転等に対しては、以下のような支援措置があります。

①住宅金融支援機構の融資

地すべり等関連住宅融資は、特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられます。（融資金利の優遇措置有）

②住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

特別警戒区域にある構造基準に適合していない住宅（既存不適合住宅）を特別警戒区域から移転し、代替家屋の建設を行う者に対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用の一部が補助されます。

また、特別警戒区域内の既存建築物の土砂災害に対する建築物の安全性の向上を目的とした改修への補助制度を実施している自治体もあります。

4. 宅地建物取引における措置

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地又は建物の売買等にあたり、特定の開発行為の制限に関する事項の概要について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

土砂災害防止法のあゆみ



◆平成11年

- 6月29日 「広島災害」（土砂災害発生件数325件、死者24名）
7月 8日 建設省防災国土管理推進本部を開催。
「総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチーム」の設置を決定

◆平成12年

- 2月 4日 河川審議会答申「総合的な土砂災害対策のための法制度のあり方について」
3月14日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」閣議決定
4月26日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」に対する
附帯決議可決
5月 8日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」公布（平成12年 法律第57号）

◆平成13年

- 3月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令」公布（平成13年 政令第84号）
「建築基準法施行令の一部を改正する政令」公布（平成13年 政令第85号）
3月30日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則」公布（平成13年 国土交通省令第71号）
4月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」施行
7月 9日 「土砂災害防止対策基本指針」制定（平成13年 国土交通省告示第1119号）

◆平成15年

- 3月31日 広島県において、全国初の土砂災害警戒区域等の指定を実施（13箇所）

◆平成17年

- 5月 2日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成17年 法律第37号）
6月 1日 「水防法施行規則及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布
（平成17年 国土交通省令第62号）
7月 1日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行

◆平成18年

- 9月25日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成18年 国土交通省告示第1131号）

◆平成22年

- 11月25日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成22年 法律第52号）

◆平成23年

- 1月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
（平成23年 政令第10号）
4月28日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成23年 国土交通省告示第439号）
5月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
大規模土砂災害に対する危機管理体制の強化
「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」について

◆平成26年

- 8月20日 「広島災害」（土砂災害発生件数166件、死者77名（災害関連死含む））
11月19日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成26年 法律第109号）

◆平成27年

- 1月15日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」公布（平成27年政令第6号）
1月16日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成27年国土交通省令第2号）
「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成27年国土交通省告示第35号）
1月18日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
基礎調査の結果の公表義務付け、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実・強化等

◆平成28年

- 8月 「台風10号による社会福祉施設の浸水被害（岩手県）」（死者9名）

◆平成29年

- 3月31日 土砂災害警戒区域等指定箇所数（全都道府県487,899箇所）
5月19日 「水防法等*の一部を改正する法律」公布（平成29年 法律第31号）
6月14日 「水防法等*の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成29年 国土交通省令第36号）
6月19日 「水防法等*の一部を改正する法律」施行
警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施の義務付け
※土砂災害防止法を含む
8月10日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成29年国土交通省告示第752号）

CITY OF YOKOHAMA

令和8年度 横浜市総合防災訓練 第2部（地域訓練） 物資輸送訓練 概要説明

令和8年7月21日

横浜市防災・危機管理統括本部 緊急対策課

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

■ 実働訓練スケジュール

実施時間			訓練項目	訓練内容
第 1 部	防災イベント	9：15 ～ 9：30 (15分)	音楽隊演奏・ドリル	消防音楽隊の演奏・ドリル
第 2 部	地域訓練	9：40 ～ 10：25 (45分)	シェイクアウト訓練	地震発生時の行動
			避難・救護訓練	避難、安否確認、応急手当
			初期消火訓練	初期消火（スタンドパイプ式消火器具や消火器等）
	第 1 ステージ 協定関係機関		情報収集訓練	被害情報の収集、情報受伝達
			緊急交通路確保訓練	交通規制、道路復旧等
			道路啓開訓練	道路上の障害物除去
			ライフライン復旧訓練	電気、ガス、上下水道の漏えい等復旧
	第 2 ステージ 行政機関	10：25 ～ 11：00 (35分)	救援物資輸送訓練	救援物資の受入、搬送
			情報収集訓練	被害情報の収集、情報受伝達
			捜索・救助訓練	倒壊家屋・中層建物等からの救出
医療救護訓練			トリアージ、災害医療処置	
市長講評		11:05 ～ 11:15 (10分)	市長に防災訓練の講評をいただきます。	

都筑区の自治
会町内会関係
者の皆様には、
赤枠の訓練に
ご参加いただ
きます。

荏田南連合町内会の皆様
荏田南中学校の皆様

都筑区連合町内会長の皆様

■ 訓練参加要領

○ 参加人数について

区連会長の皆様 15名

○ 訓練時の服装について

特段指定はございませんが、例年、動きやすい服装で参加いただいております。
昨年度の青葉区については防災服で統一されていました。

○ 携行品について

段ボールや携行缶を運んでいただきますので、軍手などをお持ちください。

○ 食事等について

午前中の訓練ですのでお弁当などの用意はございません。
展示会場の牛ヶ谷公園では自炊訓練の一環としてカレーの配布がございます。

○ 注意事項

体調に不安がある場合などは、無理に参加する必要はございませんので、
来賓席で御観覧ください。

■実動訓練会場(荏田南中学校)会場図



実施説明

第1部が開始される
9:15までに

区連長の皆様は、総合案内にて受付後、**赤枠内**の来賓席にお座りいただきます。

■第2部第1ステージ(協定関係機関訓練)会場図



実施説明

10:00

第2部第1ステージが開始しましたら区連長の皆様は、**赤枠**の「地域防災拠点」テントへ係員が案内しますので移動をお願いします。

■第2部 第1ステージ(救援物資輸送訓練) 10:19~10:25



実施説明

10:19

物資輸送訓練が開始されます。

開始されますとトラックが順次会場内に入場してきます。

- ・「日通」が地域防災拠点への物資搬送を担当します。

- ・三和エナジーが地域防災拠点への燃料輸送を担当します。



■第2部 第1ステージ(救援物資輸送訓練) 10:19~10:25



実施説明

「日通」のトラックが入場してきたら、区連長の皆様は、テントの中からテント前に出ていただき待機してください。

トラックが地域防災拠点のテントの前に到着したらトラックから降ろされる段ボールをリレー方式でテントの中へ搬送してください。

次に「三和エネルギー」のローリー車がテント前に到着したら車両まで携行缶を搬送してください。

ローリー作業員により給油された携行缶をテントまで搬送してください。





■第2部 第1ステージ(救援物資輸送訓練) 10:19~10:25



実施説明

物資及び携行缶の搬送が完了しトラックが退場しましたら訓練終了となります。

訓練終了後は、係員が案内しますので来賓者用テントへお戻りください。



明日をひらく都市

OPEN  PIONEER

YOKOHAMA

一手先の備えが、
命を守る。



令和8年度 横浜市 総合防災訓練

10/4日 荏田南中学校(都筑区荏田南2-5-1)
9:00~12:00

主催 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市 後援 内閣府政策統括官(防災担当)



災害時その「買い置き」が
あなたを救う



防災の日・
防災週間



九都県市合同防災訓練ホームページ
<http://www.9tokenshi-bousai.jp/kunren/>



横浜市町内会連合会 会長 様

市連会 7 月定例会説明資料
令和 8 年 7 月 10 日
神奈川県共同募金会横浜市支会
(横浜市社会福祉協議会)

神奈川県共同募金会横浜市支会
支会長 石内 亮

「共同募金各区だより」配布依頼について【協力依頼】

共同募金運動の推進につきましては、例年格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、共同募金運動には、街頭募金・イベント募金等がございますが、全体の 9 割を占める戸別募金は自治会・町内会の皆様のご協力に支えられております。

今年度の皆様のご支援に重ねてお礼申し上げます。また、令和 8 年度の共同募金運動につきましてもご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 お願ひしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】広報配布担当者あてに送付します。定例会等で周知をお願いします。

2 送付時期 令和 8 年 8 月下旬（「広報よこはま」9 月号と同時期です）

3 送付方法 配送業者から各自治会・町内会広報配布担当者様あてに直接送付します。

4 配布手数料 配布手数料につきましては、後日、各区連合町内会会議にて、共同募金会各区支会（各区社会福祉協議会）からご説明いたします。

5 「共同募金各区だより」の概要 ※A 4 版（両面）1 枚

（1）内容：令和 7 年度共同募金実績および配分実績
令和 8 年度共同募金運動への協力依頼

6 添付資料 （1）令和 7 年度 共同募金実績について

（2）自治会・町内会長、広報配布担当者様あて送付文書（案）

（3）＜参考資料＞令和 8 年度版「共同募金各区だより」

横浜市社会福祉協議会内
担当 中村、稲田
TEL：(201) 8617
FAX：050-3153-7767
akaihane@yokohamashakyo.jp

令和7年度 共同募金実績について

資料 1

支会名	募金総額		
	令和7年度実績	令和6年度実績	増減額
鶴見区	23,380,477	23,097,482	282,995
神奈川区	26,214,767	26,961,727	△ 746,960
西区	8,844,432	8,856,506	△ 12,074
中区	9,279,646	9,399,121	△ 119,475
南区	17,080,432	17,267,102	△ 186,670
港南区	15,311,491	15,892,839	△ 581,348
保土ヶ谷区	14,483,999	14,823,491	△ 339,492
旭区	16,264,896	17,024,766	△ 759,870
磯子区	15,639,788	16,728,423	△ 1,088,635
金沢区	20,948,192	21,311,829	△ 363,637
港北区	38,588,325	40,538,447	△ 1,950,122
緑区	19,028,863	19,663,222	△ 634,359
青葉区	33,241,087	34,408,484	△ 1,167,397
都筑区	13,528,998	15,010,043	△ 1,481,045
戸塚区	19,682,870	19,740,895	△ 58,025
栄区	10,219,686	10,943,508	△ 723,822
泉区	10,398,705	10,641,731	△ 243,026
瀬谷区	7,629,427	7,999,245	△ 369,818
横浜市	4,944,735	4,927,245	17,490
合 計	324,710,816	335,236,106	△ 10,525,290

(案)

横共募発第 号
令和8年8月吉日自治会・町内会長 様
広報配布担当者 様社会福祉法人神奈川県共同募金会
横浜市支会長
横浜市各区支会長

「共同募金各区だより」の配布について（依頼）

残暑の候 ますますご清勝のこととお喜び申し上げます。

平素より地域福祉の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も10月1日から共同募金運動が始まりますが、例年、募金運動に先立ち、地域の皆様に共同募金をご理解いただき、ご協力を呼びかけることを目的とした「共同募金各区だより」を各ご家庭に配布していただいております。

つきましては、大変ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、本年も「共同募金各区だより」の配布にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、戸別募金等に関する協力依頼については、各区支会より改めて自治会町内会様へご連絡をさせていただきますことを予めご了承いただけますようお願い申し上げます。

1. 「共同募金各区だより」の部数の不足については、次のところへご連絡ください。

鶴見、神奈川、西、港北、緑、青葉、都筑区にお住まいの方

北部方面配送センター 電話：045-435-5502

保土ケ谷区にお住まいの方

保土ケ谷区社会福祉協議会 電話：045-341-9876

旭区にお住まいの方

旭区社会福祉協議会 電話：045-392-1123

金沢区にお住まいの方

金沢区社会福祉協議会 電話：045-788-6080

中、南、港南、磯子、戸塚、栄、泉、瀬谷区にお住まいの方

南部方面配送センター 電話：045-628-3730

2. その他のお問い合わせ先

神奈川県共同募金会横浜市支会 電話：045-201-8617

担当：中村、稲田

<裏面で共同募金の実績・使途についてご紹介しています>

共同募金の実績と使途

令和7年度、横浜市内では3億2,471万0,816円の募金をお寄せいただきました。これも地域の皆様をはじめとした多くの方々のご協力によるものと深く感謝申し上げます。

今年度も10月1日～12月31日まで実施されます募金運動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【令和7年度 共同募金実績額】

横浜市内：3億2,471万0,816円

(神奈川県内全体：10億0,019万6,663円)



【共同募金の使途・令和7年度に横浜市内に配分された額】

(単位：円)

① 社会福祉協議会を通じて地域福祉を推進する活動を支えるために ※地域福祉活動団体への助成財源として活用されるほか、社会福祉協議会が行なう地域福祉推進事業、福祉啓発事業等に活用されます。	105,526,530
② 児童・障害児者・高齢者が利用する社会福祉施設をより利用しやすくするために、また、障害者地域作業所・生活ホームを利用する障害児者の活動・生活を支えるために	43,510,000
③ 社会福祉団体の活動を支えるために	28,470,000
④ 在宅福祉を推進する非営利型在宅福祉サービス団体の活動を支えるために	14,970,000
⑤ 子どもの食支援を行う非営利型福祉団体の活動を支えるために	780,000
⑥ 年末たすけあい募金として、地域福祉を推進する活動を支えるために	57,974,211
⑦ 募金運動を実施するための資材費等の経費として (市、区支会経費)	27,360,000
合計	278,590,741

令和7年度募金実績額と募金配分額の差額(46,120,075円)については、神奈川県内の様々な福祉活動や被災地の支援活動等に活用されています。

上記以外にも、NHK 歳末たすけあい・神奈川新聞歳末たすけあい、企業等からの指定寄付から、横浜市内の配食・送迎グループ、地域作業所等へ合計29,012,544円の配分がありました。

なお、上記の①と⑥に関する各区の募金実績・使途詳細については各区の「共同募金だより」をご覧ください。また、共同募金に関するより詳細な情報は下記ホームページからご確認いただけます。

中央共同募金会

<https://www.akaihane.or.jp>

神奈川県共同募金会

<https://www.akaihane-kanagawa.or.jp/>

3 共同募金の使途（令和7年度配分額）

（県共募より）

令和6年度にお寄せいただいた一般募金は令和7年度に配分されました。横浜市内では、社会福祉施設や社会福祉活動団体・市区町村社会福祉協議会が実施する地域福祉事業等に以下のとおり配分されました。

但し、年末たすけあい募金は寄付をお寄せいただいた年度に配分されるため、令和7年度にお寄せいただいた募金を掲載しています。（募金の一部は留保金として、翌年度に地域独自の福祉推進を図るための社会福祉協議会活動資金に配分されます）

	使途	具体的な使途内容	横浜市内配分額(円)
R6募金 (R7配分)	1 地域独自の福祉推進のための社会福祉協議会活動資金	地区社協活動助成 地域福祉活動団体助成 在宅福祉団体活動助成 障害者団体事業助成 当事者団体活動助成 障害者交流事業 障害児余暇支援事業 広報啓発宣伝事業(福祉大会の開催、広報紙作成、ホームページ管理運営) 等	105,526,530
	2 法定社会福祉施設利用者支援のための機器整備等	保育所の室内改修工事 障害者施設の送迎用福祉車両整備事業 軽費老人ホームのエアコン整備事業 等	43,510,000
	3 社会福祉団体の活動支援	児童養護施設の子どもたちのスポーツ大会開催事業 いのちの電話広報啓発事業 社会を明るくする運動広報啓発事業 等	28,470,000
	4 非営利型在宅福祉サービス団体の活動支援	家事・介護、配食、送迎サービス活動団体事業費	14,970,000
	5 子どもの食支援を行う非営利型福祉団体の活動支援	子ども食堂運営に係る事業費	780,000
	6 共同募金運動実施の資金	共同募金運動実施に必要な経費	27,360,000
	合計		220,616,530

※一般募金実績との差額は横浜市の広域計画分及び中央共同募金会、県共同募金会経費に充当

R7募金（R7配分） 年末たすけあい (区社協配分)	要援護世帯、社会福祉施設、社会福祉団体(地区社協、配食サービス団体、ボランティア、地域障害者団体)、障害者地域作業所等への配分	57,974,211
R6募金（R7配分） 上記以外にも、NHK歳末たすけあい・神奈川新聞歳末たすけあいから、横浜市内の社会福祉団体に配分されました。		29,012,544

共同募金2025 地域版

都筑区だより

共同募金会都筑区支会

〒224-0006 都筑区荏田東4-10-3

都筑区社会福祉協議会内

TEL:045-943-4058



共同募金PR大使
野毛山動物園の
ミナミコアリクイ「ムム」

10月1日(水)より赤い羽根共同募金が始まります。
今年も自治会町内会の皆様のご協力をお願いいたします。

皆様からお寄せいただいた赤い羽根共同募金は区内のさまざまな活動に活かされています。

令和6年度 総額 15,010,043円

赤い羽根募金 7,645,701円

年末たすけあい募金 7,364,342円

赤い羽根募金（一般募金）
区内を中心に一部県域で活用

県域：福祉施設の整備 など

区域：都筑区ふれあい助成金（96団体）、
区社協広報紙発行（共同募金のPR・
団体の活動紹介）、福祉啓発事業 など



募金の
使い道

年末たすけあい募金
すべて区内で活用

- ・障害者団体やボランティアグループ等が行う年末年始の活動への助成
- ・各地区社会福祉協議会が行う見守り活動
- ・ひとり親世帯等への食支援 など

ありがとうメッセージと募金を活用した取り組み紹介

- ・いただいている恩恵に感謝しながら、地域の皆様が孤立しないよう明るく活動していきたいと思ひます。

（地域の交流の場を提供している団体より）

- ・皆様のご寄付に感謝いたします。月に1度、多くの方に会い、笑顔あふれる時間を過ごすことができています。今後も一人でも多くの方にご参加いただけるよう活動していきたいと思ひます。

（地域の誰でも参加できるサロン活動の運営団体）

- ・皆様の温かいご支援で親子が安心して楽しめる場を提供することができました。子どもたちがのびのびと育ち、安心して過ごせる環境を作って行きたいです。

（親子で参加できる体操活動の運営団体）



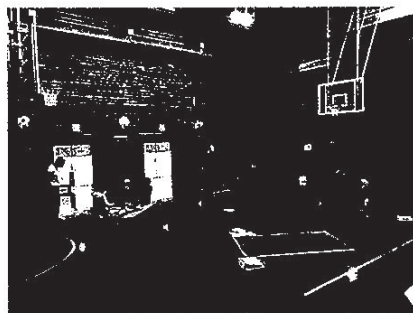
高齢者サロンの様子



↑募金の詳しい
使い道
はこちら

横浜ビー・コルセアーズも協力！

令和5年度よりコラボグッズを作成し、
毎年都筑区民応援dayにて赤い羽根共
同募金活動と一緒にしています。



障害当事者の方の機能回復訓練



10月1日から赤い羽根募金が始まります。

令和7年度の全国共通テーマは

「つながりをたやさない社会づくり」

です。

ことしで79回目を迎える共同募金運動は、住民一人ひとりが地域社会とつながり支え合いながら、安心して生活していくための「地域共生社会」を実現していくため、県内の地域福祉の推進とともに、緊急的な対応が求められている社会的な課題や国内大規模災害時の支援事業にも積極的に取り組んでまいります。

Q 共同募金ってなに？

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

戦後復興の一助となることを目的として始まり、現在では皆さまがお住まいの地域のさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、寄付金の募集や配分方法などが「社会福祉法」で定められています。

Q 共同募金って何に使われるの？

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食サービス、子育て支援などのボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備をはじめ、生活困窮者への食支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動にも役立てられています。

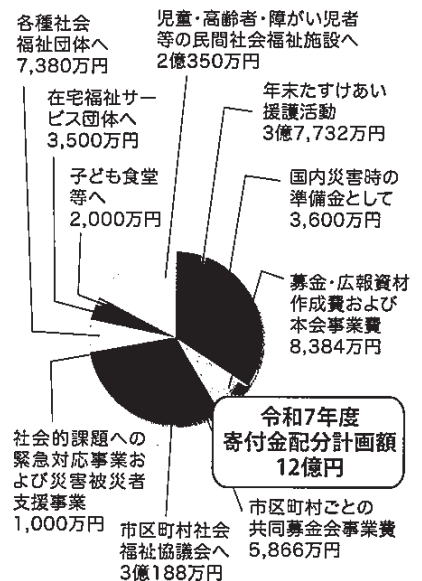


★横浜DeNAベイスターズ
★横浜F・マリノス
ともに赤い羽根共同募金を
応援しています！

Q 募金なのに、どうして目標額があるの？

地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。



「令和7年度の目標額は
12億円」

税制の特典があります！

- 共同募金への寄付金は、法人税や個人所得税（所得控除または税額控除）等の税制優遇の対象となります。
- 共同募金への遺贈寄付は、租税特別措置法第70条による税制優遇措置があります。

- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanetto>
- 寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階
電話 045-312-6339

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金



地区連合自治会町内会 会長 様

共同募金会都筑区支会
支会長 栗原 晃司

令和 8 年度共同募金運動用必要資材の調査について（ご依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素より共同募金運動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、本年度も10月1日から、全国一斉に共同募金運動が始まります。
つきましては、運動実施にあたり、必要資材の調査へのご協力をお願い申し上げます。
なお、今年度の募金運動実施につきましては、各自治会町内会のご事情に応じ、期間の延長など、柔軟な対応でのご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 資材調査について

（1）依頼内容

次の書類（以下の4種類の書類）を自治会町内会長に配布いただき「共同募金運動用必要資材調査票」への回答をお願いいたします。

【配布資料】

- ①調査依頼文
- ②共同募金（赤い羽根・年末たすけあい）運動用必要資材調査票
- ③共同募金（赤い羽根・年末たすけあい）運動用資材についてのご説明
- ④共同募金の流れと使いみち（フローチャート）

（2）調査票の提出期限 **令和8年8月21日（金）**

- ①本調査は、皆様が寄付者への訪問等により共同募金を依頼する際に使用いただく「赤い羽根、封筒、領収書」などの資材の必要数をお知らせいただくものです。お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。
- 昨年度の必要数から変更がない場合でもご提出ください。なお、提出の無い場合は、各自治会町内会会長様宛に昨年度と同数分の資材をお送りさせていただきますのでご了承ください。

- ②資材の送付は9月下旬を予定しております。
なお、役員の交代等により、共同募金運動についてご不明な点もあるかと存じます。そのような場合には、必要に応じて、自治会町内会の会合等の場でご説明させていただきますので、お知らせください。

【事務局】共同募金会都筑区支会事務局

担当：田村・岩本

（横浜市都筑区社会福祉協議会内）

TEL：943-4058 FAX：943-1863

メール：info@tuzuki-shakyo.jp



八十周年

ありがとう。これからも一緒に。

令和 8 年 7 月 21 日

各自治会町内会会長 様

共同募金会都筑区支会
支会長 栗原 晃司

令和 8 年度共同募金運動用必要資材の調査について（ご依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より共同募金運動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の共同募金運動の実施にあたりまして、必要資材の調査へのご協力をお願いいたします。

なお、今年度の募金運動実施につきましては、各自治会町内会のご事情に応じ、期間の延長など、柔軟な対応でのご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 資材調査について

「令和 8 年度共同募金運動用必要資材調査票」のご提出をお願いいたします。

提出先：共同募金会都筑区支会事務局（都筑区社会福祉協議会内）

提出方法：FAX、郵送または右記の二次元コードから申し込み

提出期限：令和8年8月21日(金)



回答用

二次元コード

【添付書類】

- ①共同募金（赤い羽根・年末たすけあい）運動用必要資材調査票
- ②共同募金（赤い羽根・年末たすけあい）運動用資材についてのご説明
- ③共同募金の流れと使いみち（フローチャート）

【ご注意ください】

- ①本調査は、皆様が寄付者への訪問等により共同募金を依頼する際にご使用いただく「赤い羽根・封筒・領収書」などの資材の必要数をお知らせいただくものです。お手数をおかけしますが、よろしく願いいたします。

昨年度の必要数から変更のない場合でもご提出ください。なお、提出の無い場合は、各自治会町内会会長様宛に昨年度と同数分の資材をお送りさせていただきますのでご了承ください。

- ②資材の送付は 9 月下旬を予定しております。

なお、役員の交代等により、共同募金運動についてご不明な点もあるかと存じます。そのような場合には、必要に応じて、自治会町内会の会合等の場でご説明させていただきますので、ご希望日時の 2 週間程度前までに事務局までお知らせください。

【事務局】共同募金会都筑区支会事務局

担当：田村・岩本

（横浜市都筑区社会福祉協議会内）

TEL：943-4058 FAX：943-1863

メール：info@tuzuki-shakyo.jp



八十周年

ありがとう。これからも一緒に。

このまま FAX して下さい（FAX 番号：045-943-1863）
都筑区社会福祉協議会：田村・岩本 行 もしくは右にある二次元コードを
読み取りご回答ください。締め切り 8 月 21 日（金）

<《自治会番号》>



令和 8 年度 共同募金（赤い羽根・年末たすけあい） 募金運動用 必要資材調査票

自治会町内会名	<自治会名>
記入者名	記入者名（自治会での役職）
連絡先	

★赤い羽根募金用 資材

NO	資材名	必要数	前年度	説 明
①	赤い羽根		名分	募金をいただいた方へお渡しする、共同募金の羽根です。（1 シート 100 名分）
②	募金用封筒 （赤い羽根募金用）		枚	各世帯に配布し、募金をお入れいただくための封筒です。
③	領収書 （赤い羽根募金用）		冊	募金をいただいた際にお渡しする領収書です。（1 冊 50 名分の綴り）
④	委嘱状・ボランティア証		班数分	各世帯に募金をお願いする際に携帯する、ボランティアの証明書です。
⑤	リーフレット 「あかいはね」		班数分	共同募金への理解を深めていただくためのリーフレット。各世帯を回る方にご覧いただくものです。

※ポスターは別途掲示依頼をいたします。

※上記資材の他に「依頼文」「留意事項」「振込依頼書」を各 1 部ずつ送付します。

★年末たすけあい募金用 資材

NO	品 名	必要数	前年度	説 明
⑥	募金用封筒 （年末たすけあい用）		枚	各世帯に配布し、募金をお入れいただくための封筒です。
⑦	領収書 （年末たすけあい用）		冊	募金をいただいた際にお渡しする領収書です。（1 冊 50 名分の綴り）

●.....●
資材送付先 送付先【 】に○を記載してください。

【 】自治会町内会長宅		【 】それ以外	
「それ以外」の 場合の送付先を ご記入下さい。	住所	〒224- 都筑区	
	氏名	TEL FAX	045 () 045 () ・ 同上

資材の発送時期

9 月下旬に「赤い羽根募金」「年末たすけあい募金」の資材を一括して発送します。

ただし、「年末たすけあい募金」の資材のみ 11 月上旬に発送することもできますので、

ご希望の場合は○をつけて下さい。→ 【 】別々に発送希望 <参考> 昨年度：○



令和8年度 共同募金（赤い羽根・年末たすけあい） 運動用資材についてのご説明

（一部デザインが変わる可能性があります。）※写真は昨年度のもです。

① 赤い羽根

募金いただいた方にお渡しする、共同募金のシンボルです（1シート 100本）



すべての自治会町内会の皆様に赤い羽根をご準備できます。

② 赤い羽根募金用・封筒

各世帯に配布し、募金をお入れいただくための封筒です。



③ 赤い羽根募金用・領収書

募金をいただいた際にお渡しいただく領収書です。（1冊 50枚つづり）



④ 委嘱状

各世帯に寄付を依頼する際に携帯する、ボランティアの証明書です。

（真ん中二つ折りのカードサイズ）



⑤ 役員向けリーフレット



共同募金へのご理解を深めていただくためのリーフレット。
各世帯をご訪問いただく皆さまにご覧いただくものです。

⑥ 年末たすけあい募金用・封筒

各世帯に配布し、募金をお入れいただくための封筒です。

年末たすけあい募金



愛おしみ 感謝しん

～区内で役立てられる募金です～

この募金は地域の生活福祉向上への寄与に、助け合いのための活動や年末節のボランティアグループ、高齢者・障害者グループ等の活動費、また地区社会福祉協議会の活動費等となります。いただいた募金すべてが区内で使われます。

皆さまのあたかご協力をお願いします。

※ご記入は自由です

お名前	
姓 名	
会 員	

※2020 年を起るを機に社会福祉向上に生活福祉の発展促進が図られますので、先着順で必要とされる場合は上記まで記入ください。後日お知らせします。

※ご記入いただいたお名前、年末たすけあい募金以外の目的には利用いたしません。

神奈川県共同募金会 都筑区支会

〒224-0008 横浜市中区都筑区花田東4-10-3
港北ニュータウンまちづくり部
横浜市中区社会福祉協議会内
電話：045-943-4058 FAX: 045-943-1863
メール：info@tuzuki-shakyu.jp

⑦ 年末たすけあい募金用・領収書

募金をいただいた際にお渡しいただく領収書です。（1冊 50枚つづり）

領 収 書 控 様 金 円也 ただし年末たすけあい 寄付金として 令和 年 月 日	 年末たすけあい領収書 額がいへご支援に感謝いたします 様 金 円也 ただし年末たすけあい寄付金として 令和 年 月 日 社会福祉法人 神奈川県共同募金会
--	--

共同募金の流れと使いみち

☆みなさまから寄せられた募金は下図のような流れで配分、役立てられています。



フードドライブ

食品の寄付を募集しています

お預かりした食品等は、生活に困窮されている世帯、区社協及び支援団体が主催する食のお渡し会、子ども食堂等に配分させていただきます。

受付期間：令和 8 年10月15日(木)
～令和 9 年 2 月26日(金)
※平日のみ（土日祝日除く）

受付時間：10：00～16：00

場 所：都筑区社会福祉協議会
(かけはし都筑内)

お受けできる食品例（すべて未開封）

★レトルト食品や缶詰類 ★お米・調味料
★ 麺類（カップ麺・乾麺・パスタ等）

※ご寄付いただく時点で、賞味期限が3か月以上あるもの



お受けできない食品

★生もの ★開封済みの食品
★アルコール類 ★冷凍・冷蔵食品
★日用品 ★賞味期限がわからないもの



都筑区社会福祉協議会では、生活に困窮された世帯を対象とした食支援を実施しています。昨年度のフードドライブでは、合計59件のご協力をいただき、53世帯への支援を行いました。支援を受けた世帯からは寄付者様への感謝の声をお預かりしています。今年度も食のお渡し会を12月（区社協主催）と3月（支援団体主催）に実施する予定となっており、皆様のフードドライブへのご協力をお願いいたします。



社会福祉法人
横浜市都筑区社会福祉協議会
(横浜市都筑区荏田東4-10-3 かけはし都筑内)

問合せ：☎045-943-4058
(月)～(金)の平日 9時～17時

「横浜市中期計画 2026～2029」の公表について

1 趣旨

今後 4 年間の横浜市政の指針となる「横浜市中期計画 2026～2029」（以下「本計画」という。）は、6 月 5 日に横浜市会において議決されました。※ 1

本計画の策定に当たっては、横浜市町内会連合会及び各区区連会の皆様に、市民意見募集やパブリックコメントをはじめ、多大なる御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

このたび、本計画の冊子及び概要版を横浜市ホームページで公表しました。

本計画は、「市民の実感」で政策の成果を測り、データに基づく検証・改善を重ねることとで、市民生活の向上を図ることを目指しています。

本計画に掲げた戦略や政策等を皆様と共有し、連携しながら、共に目指す都市像「明日をひらく都市」の実現に取り組んでまいります。

本計画の周知に御協力のほど、何卒お願い申し上げます。

※ 1 附帯意見を付して議決

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 公表資料

単位会長あてに概要版パンフレットを送付します。詳細は別添をご参照ください。

また、確定版冊子の販売及び概要版パンフレットの配布は以下のスケジュールで予定しています。

	確定版冊子（有償販売）	概要版パンフレット
7 月 2 日	市ウェブページ※ ² で公表済み	市ウェブページ※ ² で公表済み
7 月区連会	－	単位会長あて送付
7 月中下旬	－	配布開始予定 （市民情報センター、区役所等）
8 月頃	販売開始予定 （価格、時期など決まり次第、市ウェブページ※ ² で公表します）	－

※ 2 市ウェブページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2026-2029/chuki2026-.html>



政策経営・国際戦略局経営戦略課
担当 山口、岡田
電話 045-671-2010 /FAX 045-663-4613
メール ss-keieisenryaku@city.yokohama.lg.jp



横浜市中期計画

2026-2029

【概要版】

City of YOKOHAMA

横浜の未来

— 都市像「明日をひらく都市」へ(2040年頃の横浜のありたい姿)—

都市像「明日をひらく都市」は、2040年頃の横浜のありたい姿をあらわしています。「横浜市中期計画 2026-2029」においても、「明日をひらく都市」を2040年頃の横浜のありたい姿として継承します。そして、横浜に関わる全ての皆様と、共に未来を切り拓いていくための共通の大方針として、引き続き共有、活用していきます。

共にめざす都市像

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER
2040 YOKOHAMA

社会の変化が早く、先を見通しにくい時代になっている今こそ、
都市や暮らしの在り方をもう一度、皆さんと共有し直す必要があります。
私たちのまち横浜は、150年以上前から先人たちが未来を切り拓いてきた、挑戦の地です。
ありたい姿を追求し、皆さんと共に力をあわせて、つくってきた今の横浜。
これから、私たちが、この困難な時代を乗り越えて、子どもたちに、
未来につないでいかなければなりません。

横浜は、全ての人の「明日をひらく都市」であり続けたい。
様々な困難を抱えていても、その人が望む道を選択し、みんなで応援する都市。
多種多様な人の才能、その人らしい可能性をひらく都市。
たくさんの人が集い、明日を感じ、語らいあえる都市。
多くの様々な企業が集まり、つながり、新しい価値を生み出しつづける都市。
自然や文化をはじめとした、豊かなまちの魅力をひらく都市。
横浜が持続可能であることはもちろん、地球における持続可能性をひらく都市。

横浜に関わる、全ての人が前を向き、希望にみちあふれた毎日を送れる、
世界のどこにもない都市を共に作りましょう。
明日に向けた一人ひとりの行動が、新しい横浜をつくっていきます。

※「明日をひらく都市」は、変化が激しく先行きが見通しにくい不確実な社会にあって、「横浜市中期計画2022-2025」の策定を機に、法令等に留意し、4年ごとに策定する中期計画の指針にするという考え方に立って策定した都市像です。横浜は、あらゆる機会を捉えてこの指針を内外に発信・共有し、横浜に関わる多様な人・企業・団体の皆様と共に未来を切り拓いていくための共通の大きな考え方として活用してきました。

※「明日をひらく都市」は、社会の変化に対応しながら持続可能で包摂的な都市を目指す方向性として示したもので、横浜市基本構想(2006(平成18)年策定)を踏まえて策定しています。「明日をひらく都市」を本計画でも継承していくとする考えのもと、横浜市基本構想を今後も継承していきます。

計画の考え方

【計画の位置付けと策定経過】

「横浜市中期計画2026-2029(以下「本計画」という。)」は、2040年頃の横浜のありたい姿として、都市像「明日をひらく都市」を継承し、現状の課題解決に取り組みながら、「市民生活の安心・安全」と「横浜の持続的な成長・発展」を目指す、横浜市の新たな中期計画です。

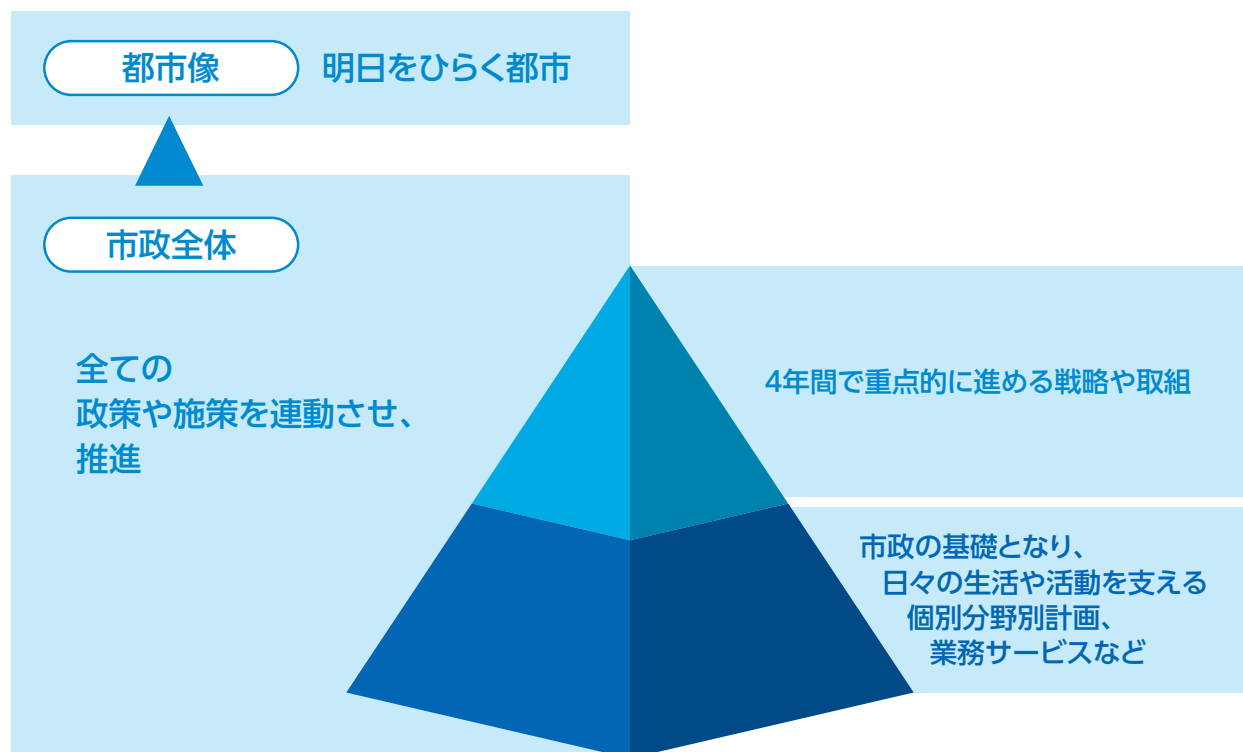
【本計画の特徴】

本計画は、現在と未来の両方の視点で都市の将来像と施策を捉え、「都市像」、「戦略」、「政策」、「施策」の体系化や、計画で予算を固定せず、行政・財政を変革させながら最適な事業を追求するとした前計画の考え方を継承しています。

加えて、より戦略的・体系的な計画へと高め、市民の皆様の実感を評価の軸に置いて、目標に向けて柔軟に必要な取組や手段を選択し、実践していくスキームとし、市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握しながら、その向上等を目指して、4年間で重点的に進める戦略や取組を中心に記載しています。

【市政の基調と目指す都市】

平和や人権の尊重を市政の基調に据え、本計画を4年間の重要方針とし、個別分野別計画など横浜市が進める全ての政策や施策と連動させることにより、市民の皆様やこれから横浜を共に育む仲間となる皆様が、明るく元気に自分らしく生きることができ、横浜での暮らしや活動に価値を実感できる、そして世界に誇れる都市を目指していきます。



戦略

本計画では、戦略として、「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」を掲げ、現状の課題解決に取り組みながら、未来につなぐ政策を推進し、「明日をひらく都市」の実現に取り組めます。



市民生活の安心・安全

あらゆる世代・多様な市民の皆様が
安心・安全を基本に、
自分らしくいきいきと暮らすことのできる
「住みたい・住み続けたいまち」を目指します

横浜の持続的な成長・発展

世界をリードする都市として
持続的に成長・発展することで
未来に希望を抱くことができる
「選ばれるまち」を目指します

計画期間

2026(令和8)年度から2029(令和11)年度までの4年間の計画とします。

計画体系

共にめざす都市像 明日をひらく都市

「財政ビジョン」を市政運営の土台とし、「行政運営の基本方針」に基づき、
横浜市役所は組織・人材の力を存分に発揮し、市民や団体、企業の皆様と共に、
〈14の政策分野からなる総合的な取組〉と〈横浜の成長・発展に向けた横断的な取組〉により、
「明日をひらく都市」の実現を目指します。

戦略

市民生活の安心・安全 × 横浜の持続的な成長・発展

総合的な取組

政策の分野(14の政策群)

33の施策群

毎日の安心・安全

暮らし・コミュニティ

防災・減災

交通

医療・保健

にぎわい・スポーツ・文化

こども・子育て

産業

教育

まちづくり

高齢・長寿

環境との共生

障害児・者

みどり

政策群は、政策分野に関連する取組を
まとめた施策群で構成

- 各施策群は個別分野別計画と連動
- アウトカム^{※1}指標により進捗管理

政策群 1

施策群
施策群

⋮

政策群 2

施策群
施策群

⋮

政策群 14

施策群
施策群

横断的な取組

テーマに関連する施策群による横断プロジェクト

横浜の成長・発展に向けた

「明日をひらく都市プロジェクト」

循環型都市への移行

観光・経済活性化

未来を創るまちづくり

政策・財政・行政が連動し、持続可能な市政運営を更に推進し、「施策の推進」と「財政の健全性の維持」を両立

市役所の改革「行政運営の基本方針」

～ リ・デザイン^{※2}(市民サービス革新、地域支援の進化、行政事務・組織改革) ～

市政運営の土台「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」

～ 「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」に基づく基本方針とアクション ～

※1 アウトカム：施策・事業の実施により発生する社会的・環境的成果

※2 リ・デザイン：既に存在する仕組みやサービスなどを、新たな目的や状況に合わせて再度設計し直すこと

データ駆動型経営への本格移行

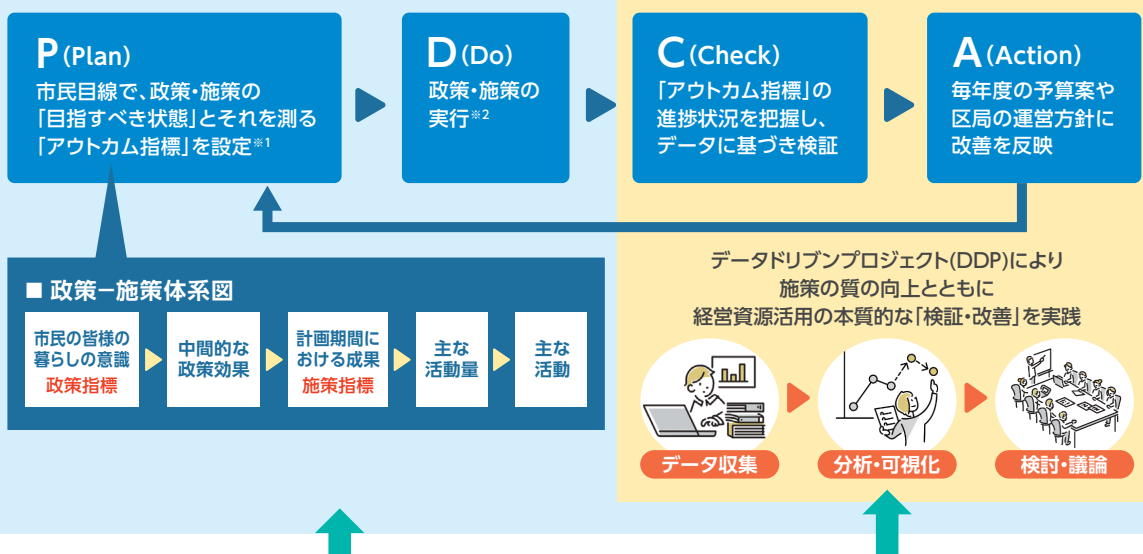
データ駆動型経営へ本格移行し、「政策・施策」の体系(政策・施策体系図)のもと、今後4年間で重点的に進める総合的な取組と、「明日をひらく都市プロジェクト」の横断的な取組を推進し、個別分野別計画等の推進とあわせ、市民生活の向上を目指します。

本計画をもとに進める今後4年間の重点的な取組や個別分野別計画に基づく取組など、横浜市が進める全ての施策や事業について、「市民目線の経営サイクル(PDCA)」のもと、市役所全体でガバナンスとマネジメントを発揮しながら推進します。

横浜市役所が実践するデータ駆動型経営

「市民目線の経営サイクル(PDCA)」の中で、「目指すべき状態」と「アウトカム指標」の進捗状況を適時適切に検証し、改善を図ることで、成果を発現

◆市民目線の経営サイクル



データの面から経営サイクルを支える土台(人材育成や環境整備など)

※1 計画策定段階で、市民目線を中心とした最上位の目標から、その実現に向けた中間的な政策効果、中期計画期間における成果までをバックキャストिंगで設定し、可能な限り可視化

※2 最適な手法の選択、協働・共創の推進

こうした経営サイクルの一環として、計画策定時に、政策・施策について、

政策群 に **市民の実感** を測る政策指標

施策群 に **成果発揮** を目指す施策指標

を、それぞれアウトカム指標として設定しました。

なお、こうした指標のほかに、人口(転入超過数、生産年齢人口、出生率)、市内就業者数、市内総生産、市内CO₂排出量をはじめ、本計画での中間的な政策効果などの数値の動きも確認・留意しながら、戦略の推進に生かしていきます。

14の政策群と33の施策群

※政策群・施策群の取組の詳細はこちら



基礎自治体が対応すべき行政分野の取組を、14の政策群・33の施策群にまとめました。

政策群に設定した「市民の実感を測る政策指標」(現状値(令和7年度の実績))の向上等を目指し、施策群の取組を今後4年間で重点的に取り組んでいきます。

政策群

01

毎日の安心・安全



市民実感を測る政策指標

治安の良いまち
だと思いますか

66.8%

インフラ施設が安心・
安全に利用できるまち
だと思いますか

78.0%

施策群

01

防犯、歩行者の安心・安全

02

インフラ施設の安全確保

主な取組

先端技術の活用による「暗がり」解消、通学路をはじめとした歩行者が安心して通行できる空間整備、インフラ施設の計画的な保全や長寿命化・更新等

主な指標

●夜間照度(灯りの充足率)	【目標値】 【100%】	●通学路でのこどもの交通事故死亡者数	【目標値】 【0人】
●防犯カメラの設置率 (自治会町内会新規要望充足率)	【100%】	●路面下空洞調査の完了率 (4年間で調査が必要な延長に対する割合)	【100%】
●小学校周辺の防犯カメラ機能付き防犯灯設置率	【100%】	●送配水管の更新・耐震化の完了率(送配水管の耐震管率)	【39%】

政策群

02

防災・減災



市民実感を測る政策指標

災害に強いまちだと思いますか

45.6%

施策群

03

地震防災対策

04

風水害対策

主な取組

発災時の安全の確保、誰もが安心して避難生活を送ることができる避難所環境の整備、広域防災拠点の整備、浸水対策や河川護岸の整備、崖地の安全対策、多様な手段を活用した避難行動の支援や啓発活動

主な指標

●食料・飲料水備蓄量(地域防災拠点)【避難者3食3日分】	【目標値】	●トイレ洋式化率(市立小中学校)	【目標値】
●重点対策地域 ^{※1} 内の感震ブレーカー設置率	【80%】	●広域支援部隊の現地司令施設の整備進捗率	【100%】
●[浸水リスクが高く早期に整備する地区]の事業着手率	【100%】	●自宅の災害リスクを知っていると答えた市民の割合(地震・風水害)	【75%以上】

政策群

03

医療・保健



市民実感を測る政策指標

安心して適切な医療が受けられるまち
だと思いますか

77.9%

施策群

05

医療・救急・保健

主な取組

地域中核病院及び市大附属2病院・医学部等の再整備等の支援や検討、AI・デジタル技術の積極的な活用、地域完結型医療の推進、総合的ながん対策、生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防、重症化予防、歯科口腔保健や食環境づくり

主な指標

●入院医療の市内完結率 急性期	【目標値】 【84.5%】	●入院医療の市内完結率 回復期	【目標値】 【91%】
●がん検診の受診者数	【700,000人】	●がん精密検査の受診率	【90%】
●緊急度が高い傷病者に対する救急車等の現場到着平均時間	【6分台を維持】	●健康に気を付けていると答えた市民の割合	【維持・増加】 (87.8%以上)

政策群

04

こども・子育て



市民実感を測る政策指標

子育てしやすいまちだと思いますか

57.0%

施策群

06

子育て支援

07

保育・幼児教育

08

こどもの体験機会づくりと居場所の充実

09

困難な状況にあるこども・家庭への支援

主な取組

一時預かり施策の充実、18歳までの小児医療費助成の無償化、待機児童^{※2}や保育の必要性が高い保留児童^{※3}の解消、年齢に応じた体験機会の充実、学校の長期休業期間中の昼食提供、困難を抱えるこどもやその家族を社会全体で見守り・支える環境づくり

主な指標

●小児医療費助成の対象者数	【目標値】 【480,019人】	●一時保育・乳幼児一時預かり等の利用実人数	【目標値】 【20,000人】
●待機児童数	【0人】	●こどもの体験機会数(スポーツ・文化・農を含む)	【14,500回】
●放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供利用者数	【22,000人】	●若者の社会参加に向けた支援による改善者数	【7,700人】 (累計)

政策群

05

教育



市民実感を測る政策指標

教育環境が充実しているまち
だと思いますか

57.4%

施策群

10

教育環境の整備(ソフト・ハード)

11

安心して生活できる学びの環境づくり

12

学力の向上

13

教職員

主な取組

空調設備やエレベータの設置・更新、中学校全員給食の着実な推進等ソフト・ハード両面からの教育環境整備、柔軟で多様な学びの環境づくり、「子ども主体の学び」による資質・能力の着実な育成、先端技術を取り入れた英語教育、教職員の養成・採用・育成・働き方の一体的な改革の推進

主な指標

●エアコン設置率(市立小中学校体育館)	【目標値】 【100%】	●栄養バランスを考えて食事をしている児童生徒の割合	【目標値】 【80%】
●学校が安心できる場所だと感じている児童生徒の割合	【小6: 87%】 【中3: 87%】	●中学卒業段階でCEFR ^{※4} A1相当以上の生徒の割合	【85%】
●算数(数学)の授業で学習したことを、普段の生活の中で活用できている児童生徒の割合	【小6: 90%】 【中3: 70%】	●月の時間外在校等時間の平均時間	【30時間以下に抑制】

※1 重点対策地域: 「横浜市密集市街地における地震災害対策計画」に基づき、延焼危険性が特に高く、重点的に対策を推進する地域

※2 待機児童: 国の集計方法に基づき、保留児童から横浜保育室入所者等を除いた児童 ※3 保留児童: 保育所等に利用申込をしたが、保育所等を利用できていない児童

※4 CEFR: 「外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠(Common European Framework of Reference for Languages)」の略称。外国語能力を6段階で評価する国際的な基準

14の政策群と33の施策群

※政策群・施策群の取組の詳細はこちら



政策群 06 高齢・長寿



市民実感を測る政策指標

高齢者にとって暮らしやすいまちだと思いますか

47.1%

施策群 14 高齢者支援

主な取組

地域との協働を基盤とした買い物などの日常生活支援や、ボランティア、就労活動などの社会参加支援、データ等を活用した健康づくり・介護予防、安心して暮らし続けられる仕組みづくり

主な指標

●介護予防・フレイル ^{*5} 対策等につながる通いの場等に参加した人数	【目標値】 【増加】 102,463人超	●今後(老後)の暮らしについて考えたり、誰かと話したことがある人の割合	【目標値】 【維持・増加】 87.3%以上
●医療専門職の個別的支援(ハイリスクアプローチ ^{*6})により、状態が維持・改善した高齢者の割合	【増加】 74.3%超	●特別養護老人ホームに要介護3以上で入所した人の平均待ち月数	【4か月】

政策群 07 障害児・者



市民実感を測る政策指標

障害児・者にとって暮らしやすいまちだと思いますか

30.9%

施策群 15 障害児・者支援

主な取組

多様な暮らしや就労を支える取組、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力を引き出し育てていく支援、市内の関係部局や、関係機関等との連携を強化し、乳幼児期・学齢期・青年期・成人期を通じた切れ目のない支援

主な指標

●グループホーム ^{*7} 利用者数	【目標値】 【7,000人】	●医療的ケア児の待機児童数	【目標値】 【0人】
●福祉施設から一般就労への移行者数	【1,200人】	●医療的ケア児・者等支援者養成数(養成研修修了者数累計)	【540人】

政策群 08 暮らし・コミュニティ



市民実感を測る政策指標

お住まいの地域は暮らしやすいまちだと思いますか

79.0%

施策群 16 地域の生活環境

主な取組

豊かな住環境の形成、望まない受動喫煙の防止、デジタル手法等の導入による地域活動に参加しやすい環境整備、地域図書館の老朽化対策、図書取次拠点の増設、新たな図書館整備、外国人が地域で活躍できる環境づくり、生活困窮等困難を抱えている人への早期支援

主な指標

●直近1か月で受動喫煙の機会があると答えた市民の割合	【目標値】 【33%以下】	●自治会町内会活動に係る補助金等のオンライン申請率	【目標値】 【70%】
●居住環境に配慮した住宅ストック ^{*8} 数	【2,790件】 (R6-10累計)	●本に触れる機会が増加したと答えた市民の割合	【70%以上】
●地域社会において多様な文化を理解し合うことが重要と考える市民の割合	【維持・増加】 78.4%以上	●自立に向けた支援につながった対象者数	【増加】 7,920人超

政策群 09 交通



市民実感を測る政策指標

鉄道やバスなどの公共交通機関が便利なまちだと思いますか

77.6%

施策群 20 市民の移動手段の確保

主な取組

バスネットワークの維持や交通空白地の解消、地域公共交通への自動運転技術の導入支援、シェアサイクルなど多様で魅力的な移動手段の充実、高速鉄道3号線の延伸など交通ネットワークの強化や渋滞対策

主な指標

●バス運転士数充足率(2024年度の運転士の定員数に対する割合)	【目標値】 【100%】	●市営バス・地下鉄を安心して利用できると答えた市民の割合	【目標値】 【維持・増加】 79.4%以上
●交通空白地の解消(市域面積に対する交通空白地の割合)	【半減】	●シェアサイクル普及率	【2%】
●外出が増加した地区数	【53地区】	●市内の主要渋滞箇所数	【1割減少】

政策群 10 にぎわい・スポーツ・文化



市民実感を測る政策指標

観光やスポーツ・文化により、にぎわい・活力のあるまちだと思いますか

81.0%

施策群 21 観光・MICE^{*9}

主な取組

戦略的な誘客プロモーション、MICE誘致、夜景を含めた水際線の魅力向上等を通じた戦略的な回遊性向上、クルーズ船誘致、地域に根ざしたスポーツの振興、大規模スポーツイベントの誘致開催、身近な地域での文化を通じた地域コミュニティの形成、様々な主体との連携による創造性を生かしたまちづくり

主な指標

●観光消費額	【目標値】 【5,500億円】	●観光入込客数	【目標値】 【4,000万人】
●延べ宿泊者数	【1,100万人泊】	●クルーズ船寄港数	【220回】
●横浜시는スポーツの参加機会や楽しめる環境が充実していると思う市民の割合	【75%以上】	●横浜시는文化の参加機会や楽しめる環境が充実していると思う市民の割合	【75%以上】

22 スポーツ

23 文化芸術

政策群 11 産業



市民実感を測る政策指標

経済的な活力があるまちだと思いますか **50.4%**

施策群 24 経済成長

25 地域産業

主な取組

サーキュラーエコノミー^{※10}やAI・半導体関連など将来の成長産業における企業集積の促進、革新的な技術を有するスタートアップ^{※11}の創出・成長・立地、中小企業の経営力・生産性向上や循環型経営への転換支援、国内最高レベルの横浜港の物流機能を生かした国際競争力の強化

主な指標

●市内新規投資件数 (サーキュラーエコノミー・AI関連)	【目標値】 【24件】 (4年間累計)	●市内スタートアップ雇用者数 【目標値】 【9,000人】
●中小企業雇用者数 ^{※12}	【870,000人】	●商店街など身近に買い物や飲食ができる場所があると感じる市民の割合 【75%以上】
●支援施策により経営の改善・安定につながった中小企業数	【10,000社】 (4年間累計)	●超大型コンテナ船着岸数 【294隻/年】

政策群 12 まちづくり



市民実感を測る政策指標

魅力的なまちだと思いますか **69.4%**

施策群 26 都心部・臨海部のまちづくり

27 郊外部のまちづくり

主な取組

都心臨海部や新横浜都心において、世界を魅了する水際線の形成をはじめとする魅力的な都市空間の形成・活用や回遊性の向上、山下ふ頭の再開発、返還を契機とした新根岸地区におけるまちづくり、郊外部における地域の特色や歴史などの資源を生かした誰もがいきいきと暮らせる住まいづくり・まちづくり

主な指標

●都心臨海部・新横浜都心での来街者滞在時間数	【目標値】 【8.0時間】	●みなとみらい地区の事業所数 【目標値】 【2,110社】
●水際線の来街者数	【1,100万人】	●みなとみらい地区の就業者数 【15.5万人】
●京浜臨海部における産業系の大規模建設投資件数	【22件】 (4年間累計)	●郊外部主要駅における来街者数の対前年変動率 【増加】 0%超

政策群 13 環境との共生



市民実感を測る政策指標

以前より環境に配慮した行動をするようになったと思いますか **71.6%**

施策群 28 カーボンニュートラル^{※13}

29 横浜グリーンエクスポ

30 循環型社会に向けた取組

主な取組

様々な主体と連携した「市民の行動変容」「事業者の行動変容」「脱炭素イノベーション」「市役所の率先行動」の推進、横浜グリーンエクスポの開催を通じた地球規模の課題共有と解決につなげる行動変容、再資源化^{※14}の促進、積極的なシェアリングサービスの利用等を通じた横浜らしい循環型都市への移行

主な指標

●脱炭素の取組進捗率 (環境クレジット制度 ^{※15} への参加)	【目標値】 【100%】	●脱炭素の取組進捗率(市役所) 【目標値】 【74%】
●環境にやさしい行動に取り組んでいると答えた市民の割合	【維持・増加】 76.2%以上	●シェアリングエコノミー ^{※16} に参加している と答えた市民の割合 【25%以上】
●企業マッチング等による投入資源削減量 ^{※17}	【8,000t】	●サーキュラーエコノミーに関する事業への参加人数 【61,000人】

政策群 14 みどり



市民実感を測る政策指標

身近な自然環境が充実しているまちだと思いますか **68.8%**

施策群 31 公園・動物園

32 都市農業

33 みどりの保全と創出

主な取組

「やさしい公園づくり」や柔軟な運営による公園の一層の活用、プレイパークをはじめとするこどもの体験機会の拡充、3つの動物園の特性を伸ばした体験価値の向上、豊かな農のブランディングによる都市の魅力向上、郊外部に残された樹林地の保全、魅力を実感できる新たなみどり空間の創出

主な指標

●公園等でのこどもの体験機会の創出数	【目標値】 【80箇所】	●市民の動物園に関する満足度 【維持・増加】 78.9%以上
●農に親しむ機会があると答えた市民の割合	【33%以上】	●市内産農畜産物直売所利用者数 【1,540千人】
●よこはまのみどりを魅力的と感じる市民の割合	【維持・増加】 76.5%以上	●都心臨海部の新たな魅力あるみどり空間の創出数 【3箇所】

※5 フレイル：からだとこころの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高くなっている状態 ※6 ハイリスクアプローチ：健康リスクが高い対象者に対して、働きかけること
※7 グループホーム：当該項目では、障害のある人が地域の一般的な住居で家庭的な雰囲気のもと、共同生活を行う住まいの場のことをいう

※8 住宅ストック：市内に現存する住宅

※9 MICE：企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)などの総称

※10 サーキュラーエコノミー：シェアや修理、リサイクルなどの取組を通じて資源を循環させ、新たな資源やエネルギーの投入を減少させていく経済モデル

※11 スタートアップ：一般的に「新しい企業であって」、「新しい技術やビジネスモデル(イノベーション)を有し」、「急成長をめざす企業」のことを指す

※12 中小企業雇用者数：法人市民税課税台帳データから、市内中小企業の市内従業員数を抽出して算出

※13 カーボンニュートラル：二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源(事業活動や日常生活)による排出量と、建設資材等の原材料への二酸化炭素の再利用や森林吸収等による除去量とが均衡した、温室効果ガス排出量の実質ゼロを指す

※14 再資源化：ごみとして排出された廃棄物(プラスチック、紙、建設廃棄物など)を、そのまま処分せず、新たな製品の原材料やエネルギー源として再利用できる状態に加工する活動

※15 環境クレジット制度：企業等が温室効果ガス削減量を取引できる制度

※16 シェアリングエコノミー：消費者庁の「あんぜん・あんしんシェアリングエコノミー利用ガイドブック」によると、インターネットを介して個人と個人・企業等との間で活用可能な資産(場所・モノ・スキル等)をシェア(売買・貸し借り等)することで生まれる新しい経済の形

※17 投入資源削減量：焼却や埋立処理していたものを、リユースやリサイクル等により循環させることで、製品に新たに投入する資源を削減した量

明日をひらく都市プロジェクト

「政策 - 施策」の体系のもと、個別分野別計画等の推進も含め、政策群に位置付ける今後4年間で重点的に進めるみどり・農・海等豊かな自然環境など、横浜のポテンシャルや魅力をより高め、横浜の更なる持続的な成長・発展につ

01 循環型都市への移行

～生産・消費・再資源化のあらゆるステージで
循環型都市を目指す「YOKOHAMA CIRCULAR LINK」～

環境・経済の両面から持続可能な都市を実現するため、サーキュラーエコノミー（循環経済）の取組を進めます。サーキュラーエコノミーは、資源やエネルギーの循環利用により環境負荷を減らし、カーボンニュートラルの実現にも貢献します。また、新たなサービスや技術を生み出し、経済の活性化にもつながります。

横浜ならではの都市の特性を生かした「横浜らしいサーキュラーエコノミー」の取組を推進し、持続可能な循環型都市を目指すとともに、この取組を横浜グリーンエキスポ等を通じて世界に発信します。

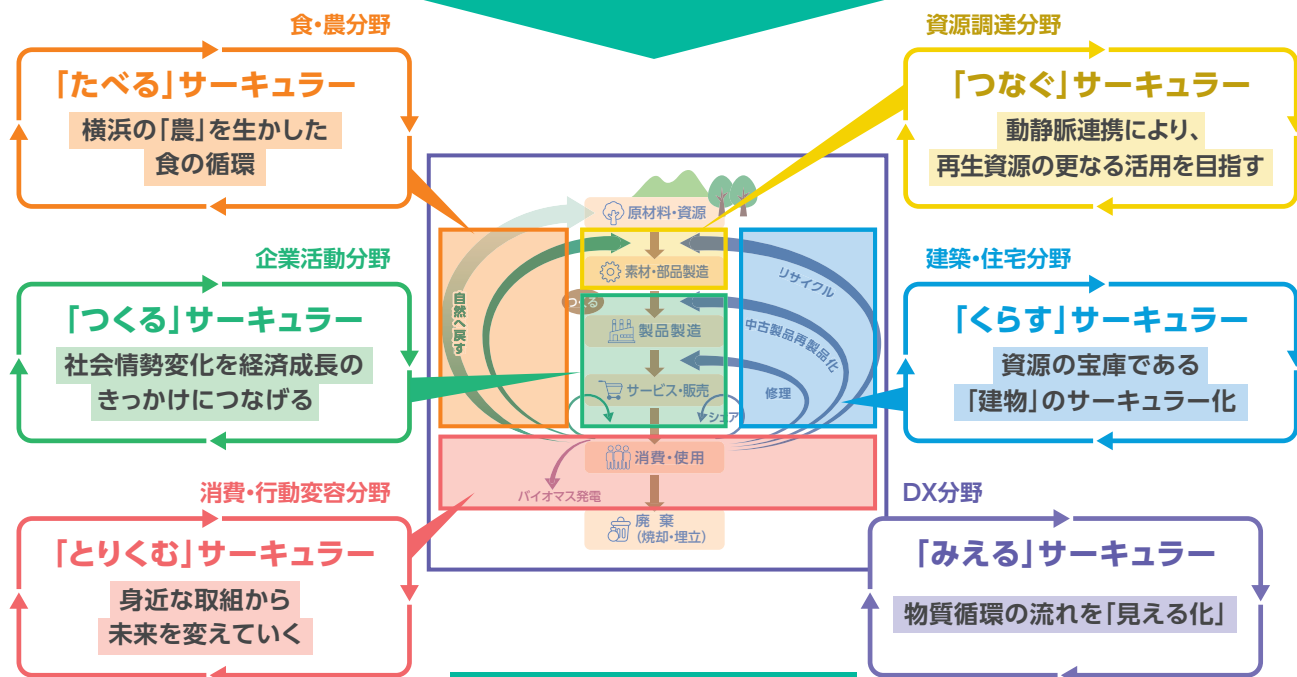
横浜の強み・特性

大規模

多様性

市民意識

「横浜らしい」循環型都市へ



サーキュラーエコノミーが国際的な潮流となっていく中、
これらの取組を広く世界へ発信し、
アジアを代表する循環型都市へ

総合的な取組を市民目線で推進することはもちろん、先人たちが築き、維持・継承してきた都市基盤や経済環境、
ながるテーマについて、「明日をひらく都市プロジェクト」として、3つのテーマで施策横断的に取り組みます。

02 観光・経済活性化 ～にぎわいが経済を育み、世界とつながる横浜へ～

サーキュラーエコノミーやAI・半導体等、最先端技術の進展などの世界潮流を見据えるとともに、世界に誇れる水際線や三溪園をはじめとした、観光都市・横浜を代表する資源を生かして、横浜の観光・経済における強み・ポテンシャルを最大化するとともに、未来に向けた産業創出に取り組み、経済の持続的な成長・発展につなげます。

さらに、積極的に海外活力の取り込み、横浜ブランドの海外への発信を進め、国内外から人や企業が集まる、グローバル都市横浜を目指します。



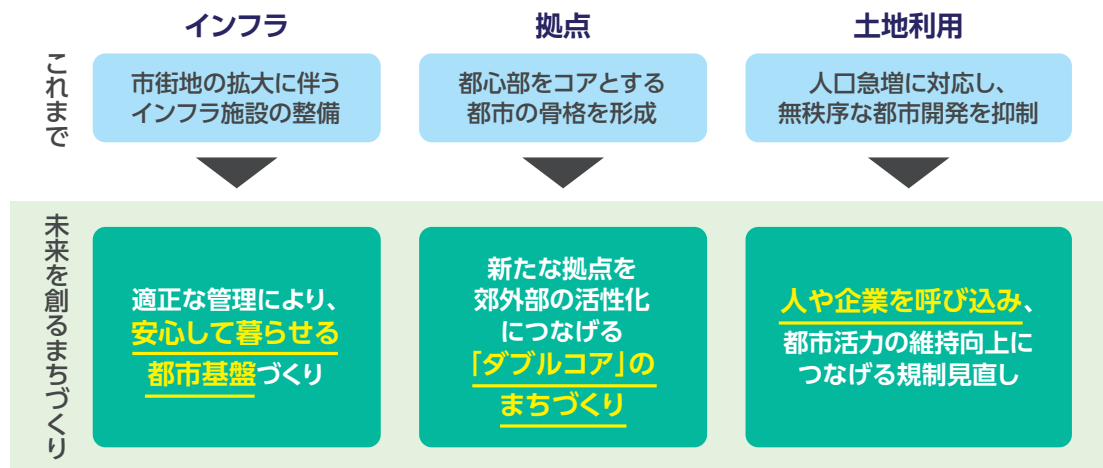
03

未来を創るまちづくり

～日々の暮らしを豊かにし、
都市の経済を成長させ、活力あふれる横浜へ～

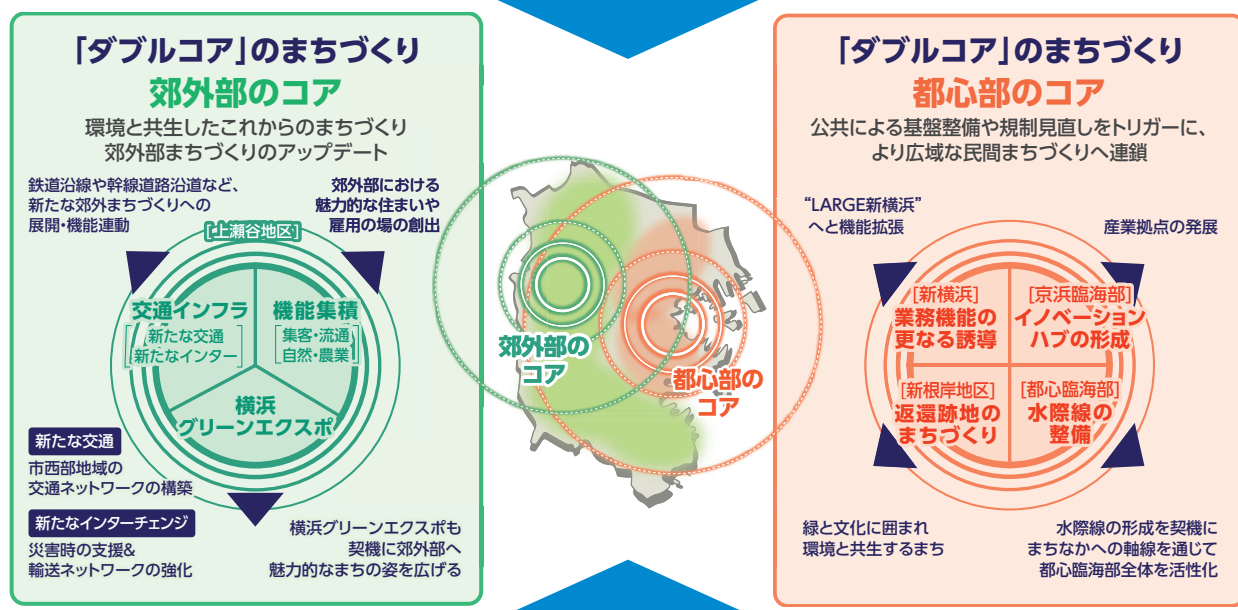
人口減少社会においても持続的に成長・発展する都市を目指して、未来を創るまちづくりを進めます。

従来の都心部だけでなく郊外部にも活性化の拠点を創り、これまで以上に郊外部のまちづくりに力を入れていきます。あわせて、人や企業を呼び込み、都市活力の維持向上につなげる全市的な土地利用規制の見直しや、成長の土台となる市民の皆様の安心・安全な暮らしを守る基盤づくりを進めます。



安心して暮らせるまちづくり

まちの基礎であるインフラ施設(上下水道・道路等)を、着実に維持管理します。
将来の大規模災害にも備え、市民の皆様の安心・安全な暮らしを守ります。



規制見直しを通じた機能誘導

土地利用規制を時代の変化や社会ニーズに合わせて全市的に見直します。
地域ごとの特性に応じた、人や企業を惹きつけ活力ある魅力的な市街地を形成します。

行財政運営

政策分野の総合的な取組や横断的な取組を進めるに当たって、これらを支える土台となる取組です。政策推進・行政運営・財政運営を密接に連動させることで、持続可能な市政運営を更に強化します。

「施策の推進と財政の健全性の維持」を両立させることを目指し、限られた経営資源を最大限に活用しながら、将来にわたって安定した行政サービスを提供できる体制・仕組みを構築し、市民の皆様の信頼に応える持続可能な市政運営を実現します。

1 行政運営

少子高齢化社会の進展や、生成AI等の最新技術の発展など、社会の状況が大きく変化する中で、横浜市では一層、イノベーションを加速していく必要があります。

デジタル技術の活用をはじめとした便利で安心な市民サービスの向上、BPR^{※1}による業務効率化等を目指す行政運営の最適化を両輪として、行政運営を進めていきます。

また、職員が働きがいを実感できる職場をつくるために、戦略的な人材育成の推進や、働き方改革、就業環境の更なる向上等を進め、市役所のチーム力向上につなげます。

01 便利で安心な市民サービス

取組1(1) 「行かない」、「待たない」、「書かない」、「回らない」窓口の実現

取組1(2) AI活用による市民サービス向上

取組1(3) 地域課題の解決に向けた取組強化

取組1(4) 公民連携で実現する社会課題解決

02 行政運営の最適化

取組2 業務の効率化と生産性向上

取組3(1) 効率的な組織体制の構築

取組3(2) 戦略的な人材育成と働きがいのある職場づくり

取組4 歳出改革の推進

DX
推進

横浜市が推進するDX^{※2}の事例と4年後の姿(ビジョン)

※1 BPR : Business Process Re-engineeringの略称。既存の業務内容や業務フロー、組織構造などを見直し、再構築すること

※2 DX : Digital Transformationの略称。デジタル技術やデータを用いて、社会や生活の形を変えること

2 財政運営

横浜を取り巻く社会経済情勢がかつてないスピードで変化する中、市民の皆様の新たなニーズにも柔軟かつ的確に応えつつ、多様化・複雑化する課題等に対し、常に中長期的な財政運営の展望を持ちながら、持続可能な財政運営を推進する必要があります。

そのため、より効果的・効率的な財政運営を目指し、前例にとらわれることなく施策の質の向上や事業の新陳代謝を積極的に進めるなど、「創造・転換」を理念とする歳出改革に取り組むことで、2029(令和11)年度に実施する2030(令和12)年度予算案の編成で減債基金^{※1}の臨時的活用からの脱却を実現します。

01 市民ニーズに柔軟かつ的確に応え続けるための持続可能な財政運営の推進

取組1	減債基金の臨時的な活用からの脱却に向けた歳出改革の推進 (施策・事務事業の最適化、財源確保等の徹底)
取組2	将来を見据えた税源涵養の取組等の推進 (税財源基盤の強化、ふるさと納税の推進等)
取組3	公平公正な税務行政の推進と市税収入等の確保

02 将来世代に先送りしない適正な債務管理と投資管理

取組1	計画的・戦略的な市債活用と残高管理
取組2	計画的・戦略的な投資管理の推進
取組3	市場から信頼される市債の安定的かつ円滑な発行
取組4	特別会計 ^{※2} ・企業会計の更なる健全化の推進

03 将来を見据えたファシリティマネジメント^{※3}(資産の総合的なマネジメント)の推進

取組1	資産の適正化の推進
取組2	公共施設の適正化の推進
取組3	公共工事における建設業の働き方改革の推進、 適正な発注による品質確保

04 誰もがわかりやすく共感できる財政広報の展開・情報発信

取組1	世代やニーズに応じた、わかりやすく利活用しやすい財政広報の展開
取組2	地方税財政制度の充実に向けた課題提起

※1 減債基金：市が発行した市債の将来の償還(返済)等に備えて、計画的に資金を積み立てるために設置している基金

※2 特別会計：港湾整備事業費、中央卸売市場費、中央と畜場費、市街地開発事業費、自動車駐車場事業費、新墓園事業費、風力発電事業費

※3 ファシリティマネジメント：土地・建物等を経営資源と捉え、価値の最大化と公共施設の機能・サービスの持続的な維持・向上の視点から、保有のあり方・維持管理・利活用を最適化すること

「特別市」の早期法制化の実現に向けて

政令指定都市制度特有の課題を抜本的に解決し、厳しい社会経済情勢においても、将来にわたってより良い行政サービスを市民の皆様に提供していくためには、政令指定都市制度に代わる新たな大都市制度「特別市」の実現が必要です。

大都市横浜が抱える主な課題

- 市と県の二重行政 ●不十分な税制上の措置
- 人口減少社会の到来・超高齢化の進行 ●公共施設の老朽化対策

新たな大都市制度「特別市」が課題を解決

- 市のサービス** 国以外の仕事は全て横浜市が担います
- 市の税金** 横浜市の役割・仕事量に見合った公平な税制にします
- 近隣市町村** 県や近隣市町村と協力して行政運営を行います
- 区** 区役所機能・住民自治を強化します



詳しくはこちら

横浜グリーンエクスポ

横浜グリーンエクスポは、瀬谷区・旭区の旧上瀬谷通信施設を舞台に開かれる、世界の花・緑や、環境にやさしい未来をつくる最新技術が集う国際的な博覧会です。気候変動という地球規模の課題の解決に向けて、「環境と共生する未来のグリーン社会」の在り方を、横浜から世界に向けて発信します。

公式マスコットキャラクター
トゥンクトゥンク



GREEN
x
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

©Expo 2027

開催概要

- 名称：2027年国際園芸博覧会
- 正式略称：GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロニーナ)
- 開催者：GREEN×EXPO協会(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)
- 開催場所：旧上瀬谷通信施設(瀬谷区・旭区)
- 開催期間：2027年3月19日(金)～9月26日(日)(192日間)
- テーマ：幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
- 博覧会区域：約100ha(会場区域80ha)
- クラス：A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
- 参加者数：1,500万人(有料来場者数：1,000万人以上)

計画の策定経過

- 2025(令和7)年9月10日 「新たな中期計画の基本的方向」公表
- 2025(令和7)年12月3日 素案の公表
- 2026(令和8)年5月13日 原案の公表
- 2026(令和8)年6月5日 策定



横浜市

横浜市中期計画 2026-2029 概要版
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
TEL (045) 671-2010
横浜市政策経営・国際戦略局経営戦略課 FAX (045) 663-4613



本編はこちら

令和8年6月 写真提供：横浜市観光協会(表紙の風景写真)、ピクスタ(人物写真の一部)



横浜グリーンエキスポにおける「レッツグリーンアクション」及び
「球根ミックス花壇づくり」の募集等について【情報提供】

1 事業の趣旨

横浜グリーンエキスポについて、環境に関するワークショップ等を行う「レッツグリーンアクション」の企画募集及び市内の 5 会場で同時に球根を植える「球根ミックス花壇づくり」の参加者募集を開始します。また、民間施設や公共施設等で「機運醸成ステッカー」の掲出を開始しますので、お知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 「レッツグリーンアクション」の企画募集について

(1) 概要

環境活動に取り組んでいる又は始めてみたい団体・個人等の皆様から、横浜グリーンエキスポの会場で実施いただく環境に関するワークショップ等を募集します。

(2) 募集する企画例

ワークショップ、体験型展示、園芸教室、創作体験 など

(3) 対象・組数

環境活動に取り組んでいる又は始めてみたい団体、個人、企業、学校等 100 組程度

(4) 募集期間

令和 8 年 7 月 21 日（火）～9 月 4 日（金）

(5) 申込方法

インターネットの応募フォーム

(<https://expo2027yokohama.or.jp/learn-enjoy/letsgreen/>)

(6) お問い合わせ先

「環共」プログラム事務局

〔電話〕 03-6268-8676 ※受付時間：平日・午前 9 時～午後 5 時 30 分

〔メール〕 info@letsgreenaction.expo2027yokohama.or.jp



4 「球根ミックス花壇づくり」の参加者募集について

(1) 概要

市民参加による花壇づくりを通して、市民の皆様とともにつくる横浜市出展を目指します。

ギネス記録に挑戦し、横浜グリーンエキスポの開催に向けた機運醸成を図るため、花壇づくりへの参加者を募集します。

(2) 募集人数

2,100名

(3) 募集期間

令和8年7月27日(月)～10月9日(金)

(4) 申込方法

詳細はホームページを確認いただき、応募をお願いいたします。

(<https://yokohama-field-greenexpo2027.city.yokohama.lg.jp/event/>)



5 「機運醸成ステッカー」の掲出について

地域や企業の皆様の協力を得ながら、まち全体でエキスポへの期待感や応援ムード、盛り上がりを醸成するため、市民や来街者など多くの方々が訪れる民間施設等に8月頃から順次配付し、掲出いただく予定です。



6 送付資料

- ・「レッツグリーンアクション」募集チラシ
- ・「球根ミックス花壇づくり」募集チラシ

仕様： 11cm × 11cm 両面シール
製作枚数： 10万枚
掲出期間： 令和8年8月上旬～
横浜グリーンエキスポの終了日
(令和9年9月26日)まで

3について

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 藤原、木下
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

4について

みどり環境局戦略企画課
担当 野本
電話 045-671-2032 /FAX 045-550-4093
メール mk-expo-ryokukasai@city.yokohama.lg.jp

5について

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 西尾、雨宮
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

地球と共に「環共」プログラム



公式マスコットキャラクター
トウネットウク

企画募集!

レッツ グリーンアクション

あなたの環境への取組をEXPO来場者につなげよう!

企画募集期間

2026年 7月21日(火)～9月4日(金) 17時まで

ワークショップや体験型展示等を通じて、
来場者に環境に対する"活動"や"想い"を伝え、
横浜グリーンエクスポから環境活動に
取り組む人々の輪を広げる企画を募集します。

エコ
ワークショップ



フィールド
ワーク



ロスフラワー
アート



環境教育
ワークショップ



園芸教室



レッツグリーンアクション

募集概要

募集する企画例

ワークショップ、
体験型展示、
園芸教室、創作体験等

対象

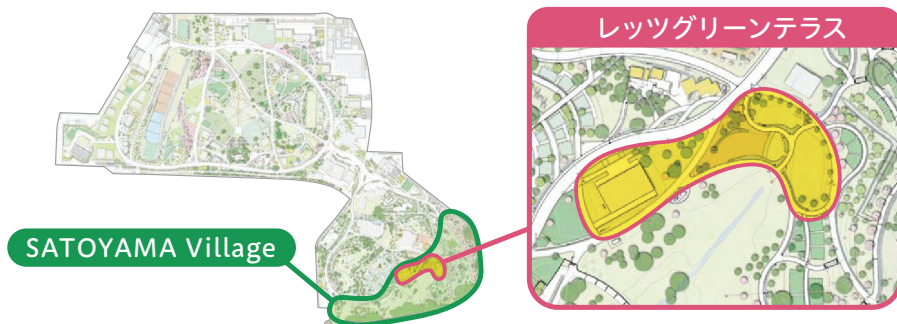
環境活動を行っている又は環境活動を始めたい
団体、個人、企業、学校等
応募組数：100組程度

応募方法

応募フォームからエントリー 詳細はウェブページをご覧ください。
※ウェブページに記載している募集要項等を必ずご確認の上、ご応募ください。

活動する場所

SATOYAMA Village 内「レッツグリーンテラス」



©Expo 2027



公式マスコットキャラクター
トウungkトウungk

募集説明会

日付	時間	場所
7月28日(火)	19:00～20:00	象の鼻テラス(神奈川県横浜市中区海岸通1丁目)
8月1日(土)	14:00～15:00	神奈川県厚木合同庁舎(神奈川県厚木市水引2丁目3-1)
8月8日(土)	14:00～15:00	品川インターシティホール会議室(東京都港区港南2丁目15-4)

※終了時刻は見込みです。 ※事前の申込みが必要です。詳細はウェブページをご覧ください。
※企画応募にあたっては、募集説明会の参加は必須ではありません。

スケジュール(予定)



詳細・応募はこちらから

レッツグリーンアクション 検索

<https://expo2027yokohama.or.jp/learn-enjoy/letsgreen/>

問合せ先 「環共」プログラム事務局

TEL 03-6268-8676

E-mail info@letsgreenaction.expo2027yokohama.or.jp

受付時間 9:00～17:30(土日、祝日を除く) ※7月13日受付開始予定

2027年国際園芸博覧会

横浜・上瀬谷 2027.3.19 — 9.26

International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan
City of Yokohama, Kanagawa Prefecture Mar.19-Sep.26 2027

主催

GREEN×EXPO協会

(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)



OFFICIAL
CHALLENGE



© Expo 2027

GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トゥンクトゥン



横浜グリーンエキスポ 連携イベント ギネス世界記録®に挑戦！ 球根ミックス花壇づくりで仲間になろう！

挑戦内容

同時に球根を植えた最多人数(複数会場)

本挑戦記録におけるオンラインによる同時中継での挑戦は世界"初"の挑戦記録となる予定です

開催日

2026年
11月14日(土)

募集期間

2026年
7月27日(月)～10月9日(金)まで



←[応募はコチラから]
詳細はホームページをご確認ください

横浜市民活動フィールド



球根ミックス花壇とは？

2017年の全国都市緑化よこはまフェアに合わせ、山下公園で始まった花壇づくりです。現在は市内各所の公園で実践されています。チューリップやスイセン、ムスカリなどの春咲き球根を混ぜて植えることで、開花時期の異なる花が次々に咲き、長く楽しめるのが特徴です。時期ごとに異なる景色を楽しめます。

ギネス世界記録への挑戦内容・参加資格

横浜グリーンエキスポ会場を中心に、横浜公園・新横浜公園・金沢自然公園・反町公園をオンライン中継でつなぎ、一斉に球根を植える人数でギネス世界記録に挑戦します。



参加資格

グリーンエキスポ会場
横浜公園／金沢自然公園／反町公園

小学5年生以上・横浜市内に
在住、在学、在勤の方

新横浜公園

小学5年生以上、
市外からのご参加も可能

いよいよ、「横浜グリーンエキスポ」の開幕が近づいてまいりました。市民の皆様一人ひとりの参加によって作りあげるこのエキスポが、環境への意識や行動を見つめ直すきっかけとなり、心に残り続ける万博となるよう、ともに歩んでいきたいと思います。

その大きな一歩となるのが、今回の花壇づくりです。上瀬谷のグリーンエキスポ会場をはじめ、市内5会場をオンラインで結び、一斉に球根を植え、ギネス世界記録に挑戦します。同じ時期に、同じ思いで植えられた球根は、来春、エキスポ会場を彩る花の風景へとつながっていきます。自らの手で万博の景色づくりに関わることのできる、またとない機会です。

ぜひご家族やご友人とともにご参加いただき、この日ならではの特別な体験を共有しながら、「横浜グリーンエキスポ」をともに創り上げてまいりましょう。皆様のご参加を心よりお待ちしております。



横浜市長 山中 竹春

このチラシに関するお問合せ：横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局
E-mail: mk-yokohama-field@city.yokohama.lg.jp

主催：横浜市、GREEN×EXPO 2027 横浜市出展 横浜市市民活動フィールド実行委員会
共催：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
公益財団法人横浜市スポーツ協会



©EXPO 2027

横浜市都市計画マスタープラン（地域別構想）改定に伴う
市民アンケート等の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和 7 年の横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）の改定を踏まえ、現在、地域別構想（区プラン）の改定を進めています。区プランとは、地域ごとの特性や課題を踏まえて、将来のまちづくりの方針を示すものです。今回の改定では、2040 年のまちの姿とその実現に向けた方針を示します。改定にあたっては、素案作成前に市民の皆様にご意見を伺いながら検討を進めるため、7 月末から市民アンケートやパネル展を実施します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民アンケートとパネル展の概要

(1) 市民アンケートについて

今後、特に力を入れてほしいまちづくりの取組や区の魅力等をお聞かせください。
いただいたご意見は今後素案作成に活用させていただきます。（選択式 6 問程度）

回答方法：電子申請・電子メール・郵送・FAX で回答

期 間：7 月 27 日（月）～8 月 31 日（月）

※広報よこはま 8 月号（市版）はま情報にて、市民アンケート実施を掲載予定です。

※詳細は別紙チラシをご参照ください。チラシは、各区庁舎・地域ケアプラザ等にも配架予定です。

(2) パネル展について

今回の区プラン改定の背景や考え方をお知らせするために実施します。

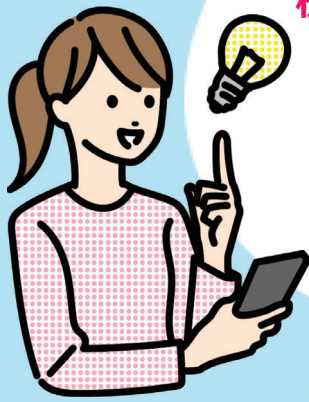
場所：市庁舎及び各区庁舎

期間：8 月 3 日（月）～8 月 31 日（月）

（市庁舎・区庁舎ごとに上記期間内で 1 週間程度開催予定）

※詳細は、別紙チラシに掲載の市ホームページでご案内します。

都市整備局 地域まちづくり課
担当 奥村・山崎・岩谷・大串・豊島
電話：045-671-2939 / FAX 045-663-8641
メール：tb-toshimas-ku@city.yokohama.lg.jp



まちの将来像について ご意見をお聞かせください

皆さまのご意見を今後のまちづくりの参考とするため、アンケートのご回答にぜひご協力をお願いします。



実施期間 2026年7月27日 から **8月31日まで**

回答方法 ①【推奨】電子申請システムでのご回答

② ホームページに掲載のアンケート用紙でのご回答

・電子メール：tb-toshimas-ku@city.yokohama.lg.jp

・郵送：横浜市中区本町6丁目50番地の10 22階 都市整備局地域まちづくり課

・FAX：045-663-8641

市庁舎、区庁舎でパネル展を開催しています！

アンケート用紙のダウンロード、パネル展の詳細については

横浜市 地域別構想



で検索！

01 区プランって何？

区プランは、地域ごとの特性や課題に応じた具体的なまちづくりの方針を示すものです。

改定する区プランでは、14年後の**2040年のまちの将来像やまちづくりの方針**を示します。

02 アンケートで何を聞きたいの？

市民の皆様が実現してほしいまちづくりのために、**特に力を入れてほしい取組やまちの魅力**などについてお聞かせください。

今回いただいたご意見を参考に素案を作成し、今後改めてご意見を伺います。



ベビーカーでも移動しやすくして欲しい…

家の近くでも買い物できたらなあ



観光スポットが多くて楽しい！



03 区プランのエリア設定

土地利用の特徴や、暮らしの実感に基づく鉄道沿線等の生活圏や経済活動ごとに、市域を4つのエリアに分けてまちの将来像を示す**エリア別方針**と、18区ごとの魅力や特徴を踏まえたきめ細やかなまちの将来像を示す**区別計画**を作成します。

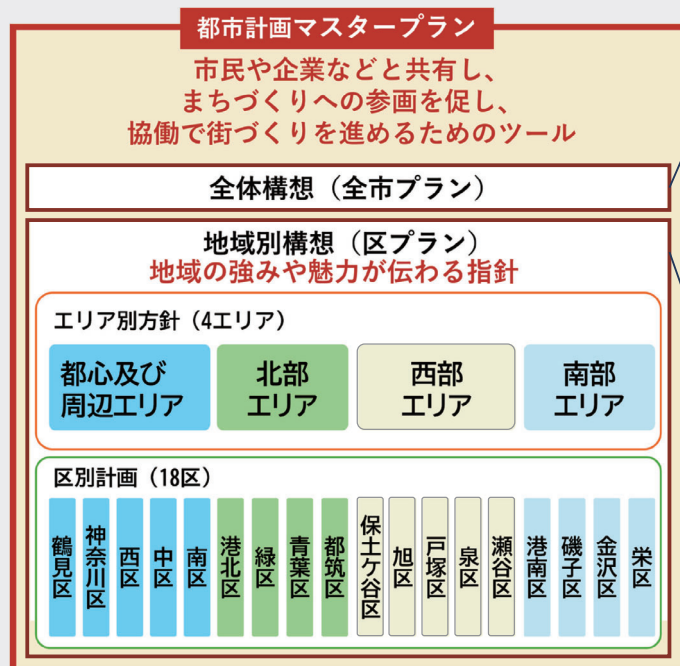


都市計画マスタープラン地域別構想（区プラン）の改定

都市計画マスタープランとは？

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針です。また、市民の皆様など、まちに関わるすべての方々の「横浜をこんなまちにしたい」という思いを「まちの将来像」として共有し、協働してまちづくりを進めるための指針となるものです。

都市計画マスタープランの構成



全体構想（全市プラン）

市域全体について、都市計画の基本的な方針を示したものです。
横浜市では令和7年5月に改定しました。



改定した全市プラン

地域別構想（区プラン）

地域の強みや魅力が伝わり、地域ごとの課題や特性に応じた具体的なまちづくりの指針です。現在の区プランは18区ごとに一冊で完結する構成ですが、今回の改定では市域を4エリアに分けたエリア別方針と18の区別計画の2部構成とします。

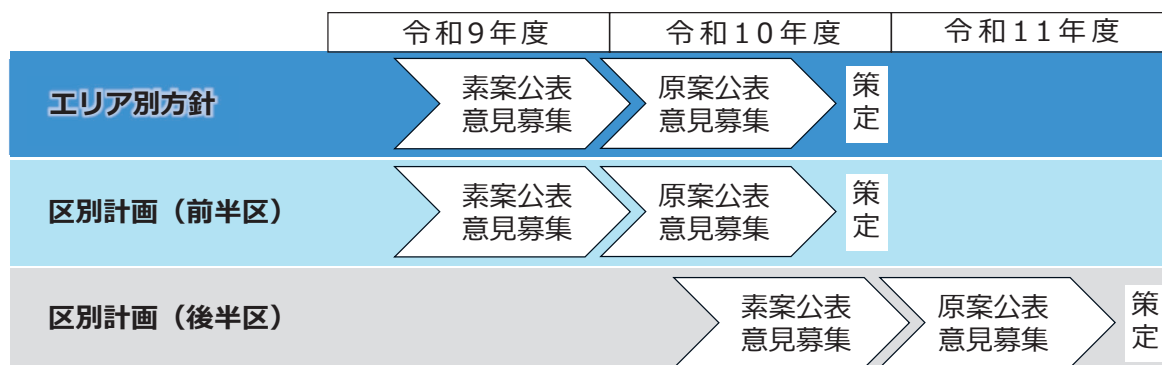


現行の区プラン

スケジュール

今回

アンケート
パネル展等



●前半区（8区） 西区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区

●後半区（10区） 鶴見区、神奈川区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、栄区、瀬谷区

都市計画マスタープラン・都筑区プランの改定に向けた アンケート調査の実施について（お願い）

1 背景

都市計画マスタープランとは、概ね 20 年後を見据えた、まちづくりの目標や土地利用の指針となるものであり、全市プランと 18 区の区プランにより構成されています。このうち、都筑区プランについては、平成 14 年 5 月に策定し、平成 28 年 3 月に改定を行っています。

このたび、令和 7 年 5 月に全市プランが改定されたことを受けて、都筑区では、都市整備局と連携して、都筑区プランの改定に向けた検討を進めています。

なお、都筑区プランについては、令和 10 年度の改定を予定しています。

2 アンケート調査の実施

(1) アンケートの趣旨

都筑区プランの改定に向けて、都筑区にお住まいの方や、通勤・通学・買い物等で都筑区を訪れる皆様から、都筑区の魅力として感じていることや、これからの都筑区がどんなまちになって欲しいかについて、アンケート調査によりお伺いします。

(2) アンケートの実施期間

令和 8 年 7 月 21 日（火）から令和 8 年 8 月 31 日（月）まで

(3) アンケートの実施方法

WEB アンケートにて実施します（※添付のチラシに掲載の二次元コードから横浜市電子申請システムにアクセスしてください。）。
なお、アンケートへの回答に当たっては、都筑区が作成した添付の「都筑区の概況」を参考にしてください。

(4) アンケート結果の利用方法

都筑区プランの改定に向けて、本年度、ワークショップを実施することを予定しており、ワークショップでのテーマの設定や、議論の際に利用します。また、その他都筑区プランの改定の検討に利用します。

3 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知及び掲示板へのポスター（添付のチラシ）の掲示をお願いします。

（問合せ先）

都筑区区政推進課まちづくり調整担当

担 当：可知、小杉

電 話：045-948-2225

E-mail：tz-plan@city.yokohama.lg.jp

みなさまの声を、
都筑区のまちの
「これから」に。

まちづくり
アンケート
実施中



住みたい・訪れたい・働きたいまち の実現に向けて



「都筑区の好きなところ」
「こうなったらいいな」
という思いをお寄せください

アンケート期間

2026. 7.21 ▶ 2026. **8.31**

回答は
こちらから



わずか3分で
完了！

いただいたご意見は、まちづくりの方針となる
都市計画マスタープラン 都筑区プラン改定の参考とします



お問合せ先 都筑区区政推進課 TEL:045-948-2227 E-mail:tz-plan@city.yokohama.lg.jp

横浜市都市計画マスタープラン都筑区プラン

まちづくりに関するアンケート

問1 あなたのことについて、教えてください

(1) あなたの住所(町丁目)を教えてください

1. 都筑区内

⇒①ご住所の郵便番号を記入してください
(7桁入力、ハイフンなし)

②最もよく使う駅を教えてください【選択方式】

1. 中川駅 2. センター北駅 3. センター南駅 4. 仲町台駅
5. 北山田駅 6. 東山田駅 7. 都筑ふれあいの丘駅 8. 川和町駅
9. その他()

2. 横浜市内(都筑区を除く)

⇒①居住区を選択してください【選択方式】

②都筑区に訪れる際、最もよく使う駅を教えてください【選択方式】

1. 中川駅 2. センター北駅 3. センター南駅 4. 仲町台駅
5. 北山田駅 6. 東山田駅 7. 都筑ふれあいの丘駅 8. 川和町駅
9. その他()

③都筑区に訪れる目的を教えてください【選択方式(複数回答可)】

1. 通勤・通学 2. 買い物 3. その他()

3. 横浜市外

⇒①お住いの都道府県・市区町村を記入してください(番地を除く)

②都筑区に訪れる際、最もよく使う駅を教えてください【選択方式】

1. 中川駅 2. センター北駅 3. センター南駅 4. 仲町台駅
5. 北山田駅 6. 東山田駅 7. 都筑ふれあいの丘駅 8. 川和町駅
9. その他()

③都筑区に訪れる目的を教えてください【選択方式(複数回答可)】

1. 通勤・通学 2. 買い物 3. その他()

(2) 年代【選択方式】

1. 10代以下 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代 7. 70代
8. 80代以上

問2 都筑区の暮らしやすさ・過ごしやすさに、現在どのくらい満足していますか。

次の中からあてはまるものを選択してください

1. 満足 2. やや満足 3. どちらともいえない 4. やや不満 5. 不満

問3 あなたが感じる「都筑区の魅力」について、次の中からあてはまるものを選択してください
(3つまで選択することが可能です)

《ご質問》

- ①最も魅力だと思う項目を選択してください【選択式】
②2番目に魅力だと思う項目を選択してください【選択式】
③3番目に魅力だと思う項目を選択してください【選択式】
④その他、選択肢に当てはまるものがない場合は、下欄に記入してください。【自由記述】
()

《選択肢》

①経済

- 企業や工場が多く立地している
- 働く場所が身近にある
- 商業・サービス施設が充実し、経済活動が盛んである
- 地元産業やものづくりの魅力がある

②暮らし

- 子育てしやすい環境
- 生活利便性が高い(買い物・医療など)
- 街並みや景観など住環境が良い
- 地域活動やコミュニティが活発
- 通勤・通学の利便性が良い
- バスや鉄道など公共交通が利用しやすい
- 緑道や歩行者空間が整備されている

③にぎわい

- 商業施設や駅周辺のにぎわいがある
- イベントや交流機会がある
- 文化・スポーツ施設が充実
- 多様な資源(自然・歴史等)が活用されている

④環境

- 緑道や公園などが多く、自然豊か
- 農地が多く、農業が盛ん
- せせらぎなどの魅力的な水辺空間がある

⑤安全安心

- 治安が良く安心して暮らせる
- 災害に対する備えがある

問4 都筑区の魅力を踏まえ、今後どのような点がさらに充実するとよいと思いますか。
次の中からあてはまるものを選択してください(3つまで選択することが可能です)
※「もっとこうなるとよい」と感じる視点でお選びください。

《ご質問》

- ①最も充実してほしいと思う項目を選択してください
- ②2番目に充実してほしいと思う項目を選択してください
- ③3番目に充実してほしいと思う項目を選択してください
- ④その他、選択肢に当てはまるものがない場合は、下欄に記入してください。
()

《選択肢》

①経済

- ・働く場や企業がさらに増えてほしい
- ・商業やサービスの充実を進めてほしい
- ・地元企業や産業の活性化を進めてほしい

②暮らし

- ・子育て環境をさらに充実してほしい
- ・買い物や医療など生活利便性を高めてほしい
- ・地域公共交通(電車、バス等)の利便性を高めてほしい
- ・高齢者も安心して暮らせる環境を充実してほしい
- ・良好な景観やまちなみを維持してほしい
- ・安全に移動できる歩行環境を整えてほしい

③にぎわい

- ・駅周辺や拠点の魅力を高めてほしい
- ・交流やイベントの機会を増やしてほしい
- ・若者や子育て世代が集う場を増やしてほしい

④環境

- ・緑道や公園を活用した魅力づくりを進めてほしい
- ・農地を保全し、農業振興を進めてほしい
- ・自然環境を守り・活かしてほしい
- ・魅力的な水辺空間を増やしてほしい

⑤安全安心

- ・災害に強いまちづくりを進めてほしい
- ・防犯対策の充実を図ってほしい

都筑区の概況

<地勢>

- ・都筑区は、鶴見川水系の河川に沿った低地と、西は多摩丘陵と東は下末吉台地に連なる台地、小山と谷戸が複雑に入り組んだ地形で構成されています。
- ・そのうち港北ニュータウンの区域については、もとの地形よりもなだらかな地形に造成されています。

<人口動態>

- ・人口は2020年国勢調査で約21万3千人、世帯数は約8万4千世帯でしたが、人口は増加局面から減少局面へ転じ、2040年には人口が約19万7千人となると推計されています。
 - ・2020年国勢調査では、年少人口比率（15歳未満）は市内18区中最も高い14.95%ですが、2040年に約11%まで低下すると予測されています。一方、老年人口比率（65歳以上）は、市内18区中2番目に低い18.55%ですが、2040年に約35%へ急上昇すると予測されています。
- ※2025年国勢調査については、速報集計段階のため、現時点では使用しておりません。

<土地利用>

- ・区域の約半分を港北ニュータウンが占めており、大部分は住宅や商業・業務施設として利用されています。
- また、区南部においては、大規模な農地が広がり、鶴見川沿いには市内有数の工業集積地域が形成されています。
- ・都筑区には、市内の交通ネットワークの拠点であるセンター南駅、センター北駅や、駅利用者が多い北山田駅、仲町台駅など多くの拠点があります。
- ・港北ニュータウンでは、緑道、自転車歩行者専用道路などにより歩行者導線を密にネットワークすることで、安全で快適な歩行者導線が地区全域に確保されています。
- ・港北ニュータウン街づくり協議指針など、区内には多くのまちづくりのルールがあり、良好な住環境が保全されています。

<都市交通>

- ・鉄道は、あざみ野駅と横浜都心方面を結ぶ横浜市営地下鉄ブルーラインと、中山～日吉間を結ぶ横浜市営地下鉄グリーンラインがあります。また、横浜市営地下鉄ブルーラインについては、小田急線新百合ヶ丘駅への延伸が計画されています。
- ・バス路線は鉄道駅を中心に整備され、日常生活の利便性を確保するための生活交通バス路線もあります。
- ・南部エリアには第三京浜道路や横浜北西線のインターチェンジやジャンクションがあり、広域的な道路ネットワークが整備されています。



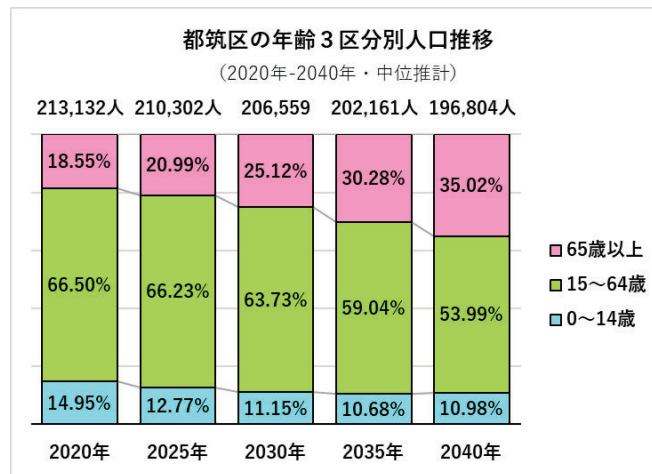
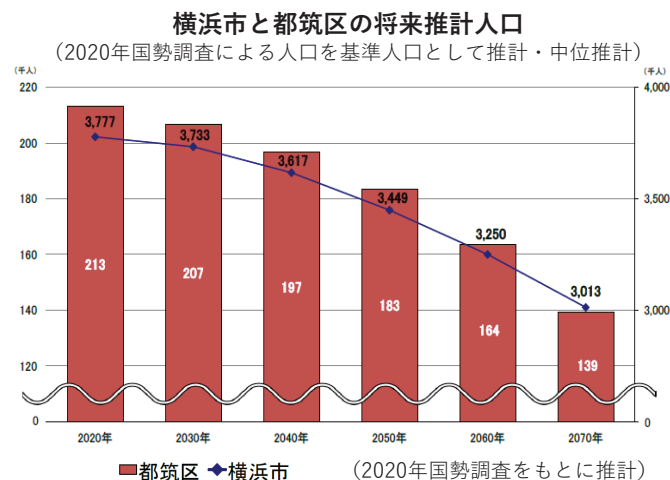
センター南駅周辺



江川せせらぎ緑道



農地と都筑野菜



(2020年国勢調査をもとに推計)

都市構造図



都筑区の概況

区の特徴

①経済

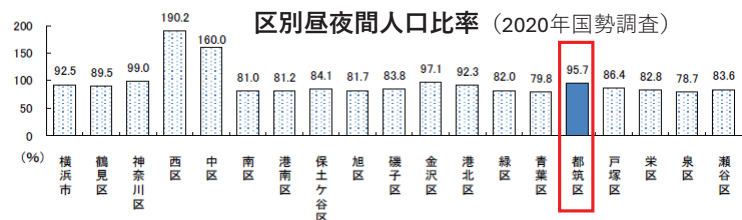
- ・工業（製造業）については、事業所数、従業者数、製造品出荷額等は市内18区の中でも上位です。また、鶴見川沿いに広がる工業集積地域は、港北インターチェンジに近接するなど、交通便利性にも優れています。こうした特性を踏まえつつ、良好な工業集積地として保全していくことが重要です。
- ・自動車、電子など多分野の企業の本社や研究開発拠点多く立地しています。
- ・メイドインつづき推進事業により区内中小製造業の販路開拓や企業間連携につながる支援を行っています。
- ・市の郊外部でありながら、昼夜間人口比率が96.80と高く、区内外からの就業者・通学者等が多い状況です。また、区内に居住しつつ、区内で働いている方も多くいます。



内陸部工業集積地域



メイドインつづき



②暮らし

- ・年少人口比率の高さ、1世帯あたり人員数が、市内18区の中で第1位であり、ファミリー世帯が多く居住しています。
- ・区の南部はバスの便数が少なく、鉄道駅やバス停への距離が遠い地域もあり、一部エリアで現在ボランティアによるバスが運行されています。
- ・現在、空家は市内18区の中でも少ない状況ですが、今後、高齢の単独世帯が増加とともに、空家が増加する可能性があります。
- ・駅周辺地区では、買い物等の生活利便の向上につながる土地利用が望まれています。
- ・区内で活動している市民団体が多く、学術・文化芸術、子育て支援・青少年育成、まちづくり等の多分野で活動しています。



ボランティアバス運行の様子



地域団体による活動の様子

③にぎわい

- ・港北ニュータウンセンター地区は、都市基盤のポテンシャルを最大限に活用する「地域拠点」として位置付けられており、商業、業務、サービスなど都市機能の強化が求められています。
- ・緑や水等の自然環境、歴史・文化・スポーツに関連する施設などの豊富な資源を活用した、まちの活性化・にぎわいにつながる魅力的なまちづくりが求められています。



すきっぷ広場（センター南）



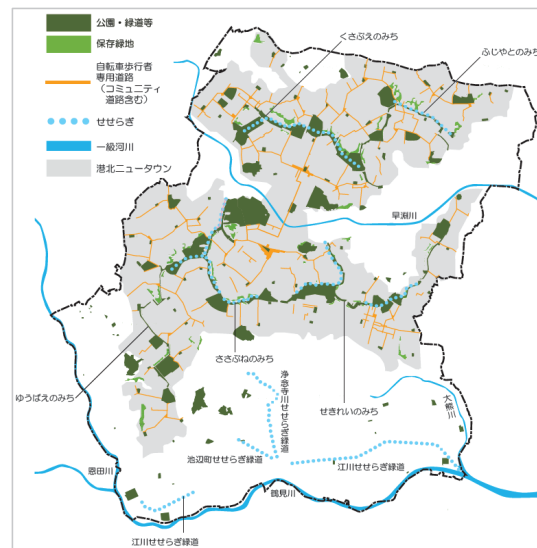
ボッシュホール（プラッツ）の様子



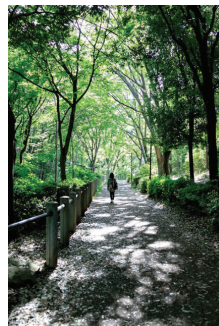
大塚・歳勝土遺跡公園

④環境

- ・港北ニュータウンには、緑道や公園、保存緑地を、歴史的遺産、水系、せせらぎ、池などの自然資産と融合させ連続的に結びつけた緑のネットワークが整備されており、この豊かな自然環境が区民の皆様から親しまれています。
- ・港北ニュータウン計画の一環で創設された農業専用地区が多く指定され、農地面積も広く、市内18区で総農家戸数が第1位です。このような基盤を背景に農業が盛んで、地産地消の取組も行っています。
- ・川和や池辺の市民の森等、まとまりのある樹林地が残されています。



緑のネットワーク



緑道



公園

⑤安全安心

- ・鶴見川や早瀬川の河川沿いに洪水浸水想定区域、さらに、区内の広い範囲に雨水出水浸水想定区域が指定されています。近年の浸水被害の激甚化・頻発化を踏まえ、自助・共助の促進や流域治水の推進が求められています。

本依頼文が正式依頼となります。後日郵送での再依頼はありません。

都筑政第 413 号

令和 8 年 7 月 21 日

<<配布団体名>> 様

都筑区区政推進課長

広報よこはま等の配布謝金支払いに係る
配布部数（令和 8 年度上半期分）の確認について（依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

広報配布事業につきまして、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 8 年度上半期（令和 8 年 4 ～ 9 月号）分の広報よこはま等の配布謝金のお支払いにあたり、配布部数を確認させていただきます。

つきましては、内容をご確認のうえ、9 月 4 日（金）までに同封の返信用封筒にて「口座振替依頼書」とともにご返送くださいますようお願いいたします。

ご不明な点につきましては、下記担当までお問い合わせください。

【返送期限】

令和 8 年 9 月 4 日（金）までにご返送ください。

11 月末日までに配布謝金のお振込みを行う予定です。

【提出書類】

- ・ 広報よこはま等の配布部数確認票（部数）
- ・ 口座振替依頼書

※期限までに書類のご返送をいただかないと、お支払いが難しくなりますので、必ず期限までにご提出ください。

担当：都筑区区政推進課広報相談係 大澤

電話：045(948)2222 FAX：045(948)2228

E-mail:tz-koho@city.yokohama.lg.jp

<<配布団体名>> 様

広報よこはま等の配布部数確認票

下表は、貴自治会・町内会及び配布団体の令和８年度上半期分（令和８年４～９月号）の謝金対象配布部数です。配布部数をご確認いただき、下の回答欄に訂正の有無、団体名及び代表者名をご記入の上「口座振替依頼書」とともにご返送ください。

（配布部数の算定基準）

４月～７月は配送実績に基づいた部数、８・９月は配送見込み部数を記載しています。
修正がある場合は、二重線をひき、赤字で修正してください。

	R8.4月号	R8.5月号	R8.6月号	R8.7月号	R8.8月号	R8.9月号	上半期計
部数	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	Xxx
（謝金額の算定基礎）						上半期謝金計	
「広報よこはま」 毎月配布 一部 9 円×6 回					¥ xxx	¥ xxx	
「県のたより」 毎月配布 一部 8 円×6 回					¥ xxx		
「議会だより」 ５月、８月配布 一部 4 円×2 回					¥ xxx		

【回答欄】

どちらかにチェックを記入してください。

- ☐ 訂正なし
☐ 訂正あり(上記部数表に赤字で修正したとおり)

（報告者）

役職（会長・会計等）：_____

氏名：_____

【報告期限】 ９月４日（金）までに「口座振替依頼書」とともにご返送ください。

- ・期限までに書類のご返送がない場合は、配布部数の訂正はないものとして、お振り込み手続きを進めさせていただきます。
- ・「口座振替依頼書」は、令和８年度分のお振込みに必要ですので、上半期は必ずご提出ください。

口座振替依頼書

令和 年 月 日

横浜市長
横浜市 都筑 区長

所在地.....

団体名.....

代表者名.....

令和8年4月1日以降、横浜市及び区から交付される令和8年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金を次の金融機関へ振り込みください。

金融機関名	銀行 信用金庫		支店 出張所 支所
	1 普通	2 当座	
預金種目			
口座番号			
(フリガナ)			
口座名義人	(通帳に記載されているとおり団体名も含め全て記入してください。)		

※ 口座名義人が個人名で、会長（代表者）以外の場合は記入願います。
上記口座に横浜市及び区から交付される補助金等の受領に関する権限を委任します。

委任者 代表者

印

【注意事項】

- 1 口座名義人が代表者と異なる場合は、代表者の印を押印のうえ提出してください。
(スタンプ印は不可)
- 2 金融機関、口座名義人等の欄には、**団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。**
- 3 会長（代表者）又は預金通帳記載事項に変更があった場合は、その都度口座振替依頼書を提出してください。
- 4 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、会長（代表者）印で訂正印をお願いします

がんばりすぎない 認知症介護

～無理なく続けられる介護の秘訣～

参加無料
事前申込制

介護で仕事を
手放さないために

日時 2026年9月12日(土)
14:00～16:00(開場13:30～)

会場 都筑公会堂(都筑区総合庁舎内)
都筑区茅ヶ崎中央32-1

定員 300名

講師 工藤 広伸さん(介護作家・ブロガー)

1972年岩手県盛岡市生まれ、東京都在住。

岩手でひとり暮らしをしている認知症で難病を抱える母親を東京から通いで遠距離在宅介護を続けて14年目。途中、介護離職を2度経験、祖母と父も介護し看取る。認知症介護の模様や工夫がNHK「ニュース7」や「あさイチ」などで取り上げられる。著書多数。



申込期間 令和8年8月10日(月)～令和8年9月3日(木)(定員になり次第受付終了)

申込方法 ①電子申請 右記二次元コード

電子申請▶

②電話・FAXは下記問合せ先へ。(裏面にFAX送信様式あり。)

※手話通訳をご希望の場合はお早めにお知らせください。



お問合せ 都筑区高齢・障害支援課 ※会場へのお問い合わせはご遠慮ください。

TEL:045-948-2306 (平日9時～17時) FAX:045-948-2490

【主催】都筑区認知症サポート連絡会／都筑区役所



令和8年9月12日(土) 都筑区認知症フォーラム参加申込

都筑区役所 高齢・障害支援課 高齢支援担当
(FAX) 045-948-2490

(フリガナ) 氏名	連絡先 電話番号	住所 ○で囲ってください	メールアドレス
()		・都筑区 ・都筑区以外 ・横浜市以外	
()		・都筑区 ・都筑区以外 ・横浜市以外	
()		・都筑区 ・都筑区以外 ・横浜市以外	

講師に聞いてみたいことがありましたらご記入ください

【会場案内】

〒224-0032

横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1

都筑区総合庁舎内

横浜市営地下鉄(ブルーライン・グリーンライン)

センター南駅より徒歩約6分



※駐車場に限りがあります。

できるだけ公共交通機関をご利用ください。

※**駐車場は有料です。**

障害者手帳をお持ちの方は、忘れずにご持参ください。

● 一般：60分無料

● 手帳所持：利用時間無料



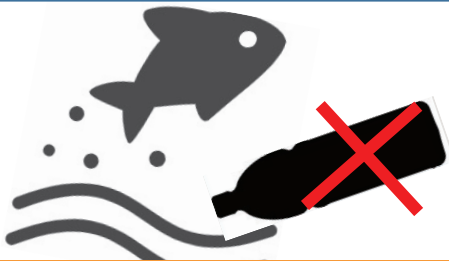
身近な環境と、海の生き物たちのために



ごみの**散乱防止**に 3つの取組！

プラスチック類の
河川への流出防止

カラス等による
散乱防止



1

ネット等を使用する

- ・**プラスチック資源**の収集日もネット等を、かけましょう
- ・ネットの縁に**重し**などを置くことも効果的です

2

生ごみは
ごみ袋の
中心に

生ごみは水切りをして、**ごみ袋の中心に入れ**目立たないようにしましょう

3

収集日を守る

収集当日の**朝 8 時**までに
出しましょう

令和8年7月21日

自治会・町内会名

都 筑 区 ス ポ ー ツ 協 会
会 長 吉 野 富 雄

令和8年度都筑区スポーツ協会会費の納入について

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素より都筑区スポーツ協会の事業推進につきまして多大なるご協力をいただき、
厚くお礼申し上げます。

さて、去る5月23日（土）に令和8年度都筑区スポーツ協会総会を開催させて
いただきました。

おかげさまでもちまして、全議案を満場一致でご承認いただきました。

都筑区スポーツ協会は、これからも多くの区民が参加できる事業（区民大会等）を
実施し、区民の健康・体力づくりに貢献するとともに、都筑区のスポーツ振興を図って
まいります。

つきましては、都筑区スポーツ協会の趣旨にご賛同いただき、会費の納入について
ご支援・ご協力をお願い致します。

自治会・町内会名	お願いする会費額	実加入世帯数	世帯単価
自治会・町内会名	依頼額	世帯数	25円

※1 会費額につきましては、一世帯あたり25円×実加入世帯数で算出しております。

※2 世帯数につきましては、令和8年6月30日現在、都筑区役所把握実加入
世帯数となっております。6月30日以降、実加入数に変更があった場合は、
実加入数での金額納入をお願い致します。

●納入方法詳細につきましては、裏面『会費納入方法について』をご覧ください。

〒224-0053

横浜市都筑区池辺町2973-1

都筑スポーツセンター内

Tel/Fax 949-1654

【直接の場合＝事務局長・会計担当】

事務局長 栗原 (090-3512-8102)

会 計 鈴木 (090-2630-5290)

会費納入方法について

令和4年度より下記【横浜農業協同組合（JA）】の金融機関のみとさせていただきます。
お手数ですが窓口の振込用紙に下記、振込先をご記入願います。

- * お振込手続きの際には依頼文に記載致しました『お願いする会費額』をご記入下さい。
- * 加入世帯数が異なる場合は、実加入世帯数×25円で算出した金額のご記入をお願い致します。

【横浜農業組合振込先】

指定銀行	JAバンク神奈川 都田支店		
預金種目	普通		
口座番号	0010117		
フリガナ	ツブキスポーツキョウカイ	カイチョウ	ヨシノ トミオ
口座名	都筑区スポーツ協会	会長	吉野 富雄

誠に恐縮ではございますが、ご納入におかれましては令和8年8月31日頃を目途にご協力をお願い申し上げます。

都筑区内のJAバンク神奈川の支店は以下のとおりです。

JAバンク神奈川東方支店

都筑区東方町 1401 Tel:942-2311

JAバンク神奈川都田支店

都筑区池辺町 2707-1 Tel:941-2301

JAバンク神奈川都筑中川支店

都筑区中川中央 1-26-6 Tel:912-3711

JAバンク神奈川北山田支店

都筑区北山田 2-5-1 Tel:594-1212

都筑区スポーツ協会

Tel/Fax:949-1654

事務局長 栗原 (090-3512-8102)

会 計 鈴木 (090-2630-5290)

地区連合町内会自治会会長 各位

都筑区スポーツ推進委員連絡協議会
会 長 森 芳 則

第 26 回都筑区グラウンドゴルフ大会への選手推薦について

日ごろより、スポーツ推進委員の活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて本会では、軽スポーツの普及による健康の増進と地域スポーツの振興・発展、及び、各地区間の交流を図るため、今年度もグラウンドゴルフ大会を開催いたします。

つきましては、各連合より参加選手のご推薦をお願いいたします。

1 開催日時

令和 8 年 11 月 29 日（日）

※ 雨天時、令和 8 年 12 月 13 日（日）順延開催

午前 8 時 15 分～45 分（受付開始予定）

午前 9 時 15 分～（競技開始予定）

2 会 場

J A きたグラウンド

3 推薦人数

1 チーム 6 名で、最大 3 チームまで

※ 中学生以上、性別は問いません。

4 推薦方法・期限

別添推薦用紙にご記入のうえ、令和 8 年 9 月 25 日（金）までに都筑区地域振興課にご提出ください。ご提出方法は窓口持参、FAX、E-Mail のいずれかでお願いいたします。

※推薦用紙を E-Mail でご希望の方は以下の問合先までお申し付けください。

5 参加料

1 チームあたり 5,000 円

※当日、直接会場にお持ちください。

6 そ の 他

大会の詳細につきましては、後日、各チーム代表者あて案内を送付いたします。

また、いただいた個人情報については、大会運営事務処理においてのみ使用します。

7 主 催

都筑区スポーツ推進委員連絡協議会

8 問合先及び提出先

都筑区役所地域振興課区民活動係

スポーツ推進委員担当：鮫嶋、佐野

電話 948-2235 F A X 948-2239

Email:tz-sports@city.yokohama.lg.jp

第 26 回都筑区グラウンドゴルフ大会参加チーム推薦書

- 開催日 令和 8 年 11 月 29 日（日） 9：15～（競技開始）
※雨天時、令和 8 年 12 月 13 日（日）
- 会場 JAきたグラウンド
- 推薦期限 9 月 25 日（金）までにご提出ください。
- 提出先 都筑区役所地域振興課 鮫嶋、佐野
FAX：948-2239 電話：948-2235
E-Mail：tz-sports@city.yokohama.lg.jp

記入日：令和 8 年 月 日

チーム名			
連合自治会・町内会名			
チーム代表者 ※チーム連絡先	氏 名		ふりがな
	住 所	〒 都筑区	
	電 話		
	F A X		
	携帯電話 番号		
メンバー 審判が必要な場合は 丸を付けてください ↓ 		(ふりがな) 氏 名	スティックとボールを持参 する方は○をつけてくださ い。
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		

※氏名は楷書で記入し、必ず ふりがな も記入してください。

第26回都筑区グラウンドゴルフ大会実施要綱

- 1 日 時 令和8年11月29日(日) ※雨天時：令和8年12月13日(日)
受付 8時15分～45分(時間厳守)
開会 9時00分～終了 14時30分(予定)
※雨天中止の場合は、当日7時頃から7時15分頃までに、チーム責任者にご連絡
します。お手数ですが、チーム責任者から各参加者への連絡をお願いします。
- 2 会 場 JAきたグラウンド
- 3 参加チーム数 各地区最大3チームまで
- 4 チーム編成 6名(中学生以上 男女問わず)
- 5 参加費 1チームあたり5,000円
- 6 大会概要
 - (1) 競技方法 チーム戦、16ホール・ストロークプレー、セルフスコア方式
 - (2) 表彰(大会の最後に表彰式を予定しています)
 - (ア) 団体表彰(1位・2位・3位に賞状と賞品を贈呈します。)
 - (イ) 個人表彰(1位・2位・3位、5位、10位の方に賞状と賞品を贈呈します。)※ 個人賞については男女混合とさせていただきます。
また、個人賞は同点者がいた場合、下記の手順で順位を決定します。
 - ① 成績の内訳でホールインワンが多い方を優位とする。
 - ② スコア及びホールインワン数が同じ場合は、各ゲームのスコアが少ない方を優位とする。
 - ③ ①②の手順で優位者が決まらない場合(成績の内訳が同じ場合)、くじ引き等で決定する。
 - (3) ルール
 - (ア) チームの合計ストローク数の少ない順に1位、2位、・・・とします。
 - (イ) チームの合計ストローク数が同じ場合、最小ストロークを記録した個人がいるチームを上位とします。
 - (ウ) 当日、チームが都合により定員に満たない場合は団体表彰対象外とします。(ゲームにはご参加いただけます。)
 - (エ) センターライン及びOBゾーンなど、周囲の境界線を越えた場合は1打付加し、境界線と交差した地点からプレーしてください。
 - (オ) プレーヤーは、プレーの妨げになるボールを、第1打から一時的に取り除くことができます。
 - (カ) 競技用具(スティック・ボール)は個人専用の使用を認めますが、管理は個人の責任で行ってください。貸与したボールマーカーは、必ず審判に返却してください。
 - (キ) 当日の受付までは参加者の変更は認めますが、受付後の変更は表彰の対象外とします。
 - (ク) その他のルールについては、グラウンドゴルフのルールに準じます。
- 7 駐車場
車をご利用の場合は隣接の駐車場をご利用ください。なお、駐車台数に限りがございますのでご了承ください。
- 8 ごみ
各自の弁当・飲み物等のゴミは、必ずお持ち帰りください。
- 9 その他
 - ・ 当日は傷害保険には加入しますが、ケガなどのないよう各自で十分お気をつけください。

令和7年度 都筑区の伝統芸能・文化に関する団体調査結果 概要一覧（詳細はHPから御覧ください）
 ※HP掲載の概要一覧では「団体名（ふりがな）」「団体構成人数」「新規メンバー募集の有無」も御覧いただけます

	団体名	ジャンル	活動頻度	活動内容	主な練習場所 の住所	主な発表場所 の住所
1	楽笑友の会	落語	1回／月 程度	公共施設、福祉施設、自治会・老人会と協力して、その施設を活用して落語・講談・三味線による俗曲などの演芸の披露により笑いを提供して、地域の方々と楽しみや喜びを共有するボランティア活動・イベント活動を展開しています。平成7年度実績－公共施設での寄席の開催が月に1回程度、自治会や老人会など出前寄席・出演が年に15回程度。	青葉区あざみ野 2丁目	中川2丁目
2	特定非営利活動法人 横浜 都筑太鼓	和太鼓	1回／週 以上	小学1年生より大人まで。年1回定期公演。地域の祭り参加やイベント	青葉区上谷本 町	青葉区市ヶ尾 町
3	古武道サークル	古武道	1回／週 以上	たまプラーザに総本部を構える琉球少林流月心会と言う空手団体に所属している門下生で構成されているサークルになります。 普段道場ではあまりやらない古武道の稽古をさせて頂いています。 毎年開催される全国大会や関東大会での演武、地域のお祭りやイベント、それと東山田スポーツ会館でのお祭りにもお声がけ頂き参加させて頂いています。	青葉区新石川 3丁目	東山田町
4	藤坂流の会(藤坂常遊)	新舞踊	数回／年	日本舞踊は50年以上です。 昨年独立して今は一人で活動しています。 他の方達とのコラボで、中川地域ケアプラザ、牛久保会館、老人会、神社のおまつりなどで発表の場にしています。 あとは民謡の仲間と公民館、新舞踊は新城の方で稽古しています。	牛久保2丁目	中川2丁目
5	日本舞踊 都伎の会	日本舞踊	1回／週 以上	日本舞踊花柳流の教室です。 小学生から大人まで対象 古典舞踊（歌舞伎舞踊）を基礎からお稽古	牛久保東	茅ヶ崎中央
6	つづき地域活動ホームくさぶえ	和太鼓	1回／週 以上	障害のある子どもから大人まで和太鼓を行なっています。有志で地域のお祭りなどのイベントに参加しています。	牛久保東1丁目	牛久保東1丁目
7	泉	書道	1回／月 程度	小学生から大人まで月2回(日)	牛久保東1丁目	牛久保東1丁目
8	詩吟を楽しむ会	詩吟	1回／週 以上	詩吟を楽しみ、人生に生き甲斐を感じる。	牛久保東1丁目	平塚市追分
9	ダイア三線サークル	三曲（琴・三味線・尺八）	1回／月 程度	三線は沖縄の弦楽器です。 成人対象の無料の練習会です。初心者さんには教師が指導を致します。体験者には教室内三線貸出あり(要予約)。お問い合わせはメールにてお願いします。年1回地域のお祭りに参加しています。	荏田東1丁目	荏田東1丁目
10	都筑区三曲協会	三曲（琴・三味線・尺八）	1回／月 程度	都筑区内の小学校での体験指導。 年10回以上介護施設などでの演奏。 年一回都筑公会堂での定期演奏会（28年）。 年一回都筑民家園での春のコンサート。	荏田東4丁目	茅ヶ崎中央
11	わらべうたわらしっこ	わらべうた	数回／年	年4回先生を呼んでわらべうたを勉強している 乳幼児から大人までを対象に毎月お話し会の中で実演伝承している。	荏田東4丁目	北山田2丁目
12	都筑しの笛の会	しの笛	1回／週 以上	毎週1時間半の練習のあと、30分のコンサートを行っている。日本古謡、長唄、叙情歌、ポップス、アニメソング、演歌など幅広いジャンルを演奏。ケア施設やフェスでも活動中。	大瀬西	年による
13	大日本茶道学会	茶道	1回／週 以上	小学校中学年から大人までを対象に茶道のお稽古。都筑区地区センターや老人会の勉強会でお茶会。	大瀬西	茅ヶ崎中央

	団体名	ジャンル	活動頻度	活動内容	主な練習場所 の住所	主な発表場所 の住所
14	都筑民家園茶室活用の会	茶道	1回／週 以上	日本の伝統文化の普及を目的として、都筑民家園の茶室で、市民、男女、おとな・子供を対象に、茶道の体験や教室を開催している。カフェや煎茶教室も実施。あわせて茶室の維持・管理、修繕を定期的に行っている。会員80名余、NPO法人都筑民家園管理運営委員会の傘下の任意団体。	大棚西	大棚西
15	幸一朗会（久保木流幸一朗会連合）	三曲（琴・三味線・尺八）	1回／月 程度	幼児（5才）から大人まで三味線、民謡等、月に2～3回お稽古。秋頃都筑芸能協会発表会、加賀原祭りに出演。老人ホーム等ボランティア出演。	加賀原1丁目	中川中央1丁目
16	きたやまた落語倶楽部	落語	1回／月 程度	小学生からご高齢の方を対象に寄席を開催「北山田寄席」「きたやま亭」「つづき寄席IN歴博」「つづき寄席INボッシュホール」	北山田1丁目	北山田1丁目
17	天翔会	日本舞踊	1回／月 程度	高齢となった為現役活動はやめ、健康維持のため舞踊を基本に運動として活動している。	北山田2丁目	—
18	ナデシコ同好会	着物	1回／月 程度	着物の着付け・練習。 実際に着物でおでかけする。	北山田2丁目	—
19	きもののすすめ	着物	数回／年	着付けを学ぶ	北山田2丁目	—
20	華の会	着物	1回／月 程度	女性対象の着付けの稽古(月2回)。自装・他装。	北山田2丁目	—
21	和裁サークル＆彩の会	着物	1回／週 以上	大人だけです。自分の着物の直しや親や知人からもらった着物の直し。着れなくなった着物で洋服を作ったりする人もいます。	北山田2丁目	—
22	和着楽	着物	1回／月 程度	—	北山田2丁目	—
23	詩吟を楽しむ会	詩吟	1回／月 程度	詩吟の練習。(月2回)	北山田2丁目	—
24	洋風吟詠会	詩吟	1回／週 以上	詩吟の吟詠練習。 成人対象募集中。	北山田2丁目	—
25	詩吟 センター北	詩吟	1回／週 以上	詩吟(神月流)の練習。 年5～6回発表会あり。地区センターまつりに参加。 月に2回は定例で練習している。	北山田2丁目	平塚市追分
26	童謡・愛唱歌	童謡・愛唱歌	1回／月 程度	月2回活動	北山田2丁目	北山田2丁目
27	着物を美しく着る会	着物	1回／週 以上	日本伝統衣装のきもの着付けの継承。 ”自分で着る又人に着せてあげる”	北山田5丁目	中川中央1丁目
28	花萩会	書道	1回／月 程度	漢字からかなまで書道のおけいこ	北山田5丁目	北山田5丁目
29	棋楽会	囲碁	1回／週 以上	都筑区囲碁連名の一員として囲碁の普及活動を展開している。 毎週月曜日に会員が集い、打碁を楽しんでいる。 年2回開催される都筑区囲碁大会には会員数名が参加し好成績を収めている。 また年に数回懇親囲碁大会を開催し親睦を深めている。	北山田5丁目	—
30	葉月会	俳句	1回／月 程度	俳句発表会	北山田5丁目	北山田5丁目
31	桜雅	日本舞踊	1回／週 以上	子供から高齢者までを対象に日本舞踊のお稽古。日頃の成果を地域のお祭りやデイサービスなどで披露。	葛が谷	緑区霧ヶ丘一丁目
32	ゆずの会	日本舞踊	1回／月 程度	—	葛が谷	—
33	庵の会	茶道	1回／週 以上	茶道の稽古	葛が谷	—
34	晃千庵	茶道	1回／月 程度	茶道に興味があるメンバーで茶道を楽しんでいます	葛が谷	—

	団体名	ジャンル	活動頻度	活動内容	主な練習場所 の住所	主な発表場所 の住所
35	秀麗会 都筑 あづま教室	民謡舞踊 新舞踊	1回／週 以上	幼児から大人までを対象に日本の心を地域へ世界へをモットーに日本各地の民謡舞踊や新舞踊のお稽古に励み年1回の発表会やおさらい会、地域のイベント出演や慰問活動に参加し民謡舞踊や新舞踊の魅力を発信しております。初心者大歓迎、礼儀作法や着物の着付けも学べますのでご興味のある方はぜひご参加ください。	葛が谷	葛が谷
36	都筑芸能協会	日本舞踊	数回／年	年1回の演奏、舞踊の発表会	区内各所	茅ヶ崎中央
37	みんようグ ループ「楽」	三曲（琴・ 三味線・尺 八）	1回／月 程度	デイサービス等に伺いお客様に民謡を聞いて頂き、民謡で遊んで頂きます。（輪唱、すわったまま盆踊、手太鼓他）	港北区綱島西 2丁目	中川中央1丁目
38	佐江戸はやし 連	お囃子	1回／週 以上	幼児から大人まで神楽殿で練習。活動は小学校、各施設（老人ホーム等）、お祭り、年末年始。獅子舞。	佐江戸町	佐江戸町
39	テーブルスタ イル茶道 こ ころ	茶道	1回／月 程度	『テーブルスタイル茶道』は、その日本ならではの美を継承しつつ、「テーブルでお茶を点てる」新しい茶道の形です。お稽古は、英語でも楽しんでいただけます。和文をとおしての国際交流も積極的に行っています。より多くの方々に茶道に親しんでいただけるよう、地域のマルシェ、お祭り、イベントなどにも参加しています。	桜並木7丁目	大瀬西
40	美風流早瀬教 室	詩吟	1回／月 程度	詩吟	新栄町	鶴見区豊岡町
41	茅ヶ崎囃子保 存会	お囃子	1回／月 程度	獅子舞、五人囃子で町内のイベント参加	茅ヶ崎中央	茅ヶ崎
42	ハンドメイド サロンいろど り	書道・こぎ ん刺し	1回／月 程度	小学生から大人まで、年に3回程度、ワークショップを行う。都筑区民文化祭の実行委員として、文化祭期間中にお抹茶やごぎん刺しのワークショップを行っています。昨年度は、ドイツクリスマスマーケットに出店しました。	茅ヶ崎中央	茅ヶ崎中央
43	横浜百姫隊	よさこい	数回／年	幼児から大人までを対象に活動。一年を通して各地で開催されるよさこい祭りに参加。地域のお祭りから横浜を代表するセレモニーまで活動は多岐に渡ります。 ※練習は、新曲を発表する夏場に集中して行い、他の時期は、出演依頼に合わせて随時リハーサルを行うかたちです。	茅ヶ崎中央	表参道～明治 神宮境内～ 代々木公園 他
44	日本舞踊教室 橋会	日本舞踊	1回／週 以上	幼児から大人までを対象に日舞のお稽古。 年1回発表。 着物の着かた・着つけをしの所作。	茅ヶ崎南3丁 目	茅ヶ崎中央
45	アンサンブル N.	和楽器・洋 楽器・ソプ ラノ歌手に よる昭和歌 謡の演奏	数回／年	年一回ほどの自主公演（有料） ご依頼を受けて、パーティ演奏など	東京都目黒区 目黒本町4丁 目	中区山手町
46	中川書の会	書道	1回／週 以上	高齢者を対象に楷、行、草、かな文字の練習をし、年1回の発表会を実施しています。	中川1丁目	中川1丁目
47	詩吟愛好会	詩吟	1回／週 以上	漢詩、和歌、俳句、近代詩の吟詠。 都筑区と青葉区公会堂、地区センター、ケアプラザのお祭り発表会。	中川1丁目	中川2丁目
48	花水木の会	つるしびな	1回／週 以上	つるしびな作り	中川1丁目	中川1丁目
49	ひまわり会 つるしびな	つるしびな	1回／月 程度	つるしびなの作成	中川1丁目	－
50	コスモス会	つるしびな	1回／週 以上	つるしびな	中川1丁目	中川1丁目
51	青女の会	短歌	1回／月 程度	短歌批評と秀歌鑑賞	中川1丁目	－
52	白ゆり会	ちぎり絵	1回／月 程度	ちぎり絵	中川1丁目	中川1丁目

	団体名	ジャンル	活動頻度	活動内容	主な練習場所 の住所	主な発表場所 の住所
53	つづき謡曲会	能楽	1回／月 程度	月2回の定例の謡曲の稽古(地区センター)。 第一土曜日 15:00～17:00、第3土曜日 15:00～17:00。 見学いつでも可。 年2、3回の謡曲発表会。(都筑民家園、横浜能楽堂)	中川2丁目	大瀬西
54	楽謡会	能楽	1回／月 程度	川崎能楽堂 4回／年 発表会	中川2丁目	川崎市川崎区 日進町
55	音羽の会	茶道	1回／月 程度	茶道に興味のある方を中心に表千家の茶道をお稽古しています。 中川西地区センターのセンターまつりに参加しています。	中川2丁目	中川西2丁目
56	輪の会	書道	1回／月 程度	大人の書道	中川2丁目	中川2丁目
57	萩乃会	書道	1回／月 程度	書道 地区センター祭りに参加	中川2丁目	中川2丁目
58	子ども書道クラブ	書道	1回／週 以上	年長から小学6年生を対象に、書道の練習をしています。 毎月、競書誌へ出品、年3回大会へ出品。地区センター祭り展示予定。	中川2丁目	中川2丁目
59	中川詩吟愛好会	詩吟	1回／週 以上	週2回の詩吟の吟詠。90歳以上の方も参加。地域の地区センターや公会堂、お祭りでの発表。	中川2丁目	中川2丁目
60	ゆうゆう川柳	川柳	1回／月 程度	月1回集まり、作成した川柳を発表し、講師の先生の指導を受けながら、川柳のレベルアップをはかっている。	中川2丁目	—
61	ワイワイ太鼓	和太鼓	1回／月 程度	小学生から大人までを対象に和太鼓の練習。 地域の祭り(ワイワイ祭り)で盆踊りの太鼓に参加。	中川4丁目	中川1丁目
62	中川囃子連中	お囃子	1回／週 以上	郷土芸能である囃子の保存を目的に活動しています。 各種イベントに向け、太鼓・鉦・笛・踊り(獅子舞、ひょっとこ、おかめ)を夏季・冬季除く毎週土曜日に練習しています。	中川4丁目	中川6丁目
63	秀麗会中川東 光彩民舞教室	民舞踊	1回／月 程度	民舞踊は月に2回木曜日13:00-14:30でお稽古しています、地域の盆踊りやケアプラザなどの慰問、会の発表会などで披露しています。 この他同じ場所にて先生を呼んで民謡三味線教室、民謡太鼓教室もやっています。(私は生徒として参加しています) また別に中川東夏祭り実行委員の踊り担当として 年に数回町会の枠を超えて練習会を開催しています、昨年はボッシュホールリハーサル室にて30人以上の参加で練習会をしました。	中川7丁目	中川7丁目
64	都筑区囲碁連盟	囲碁	数回／年	年2回の大会運営、横浜市の大会参加、所属団体の支援	仲町台1丁目	仲町台1丁目
65	着付けサークル「装」	着物	数回／年	道具を使わない手結びの初心者向け着付け教室	仲町台2丁目	—
66	キモノうさぎ	着物	1回／月 程度	着付け練習	仲町台2丁目	—
67	薫風会	茶道	1回／月 程度	年一回初釜茶会。 鶴ヶ岡八幡宮巴会掛釜。 月一回の稽古。	仲町台2丁目	—
68	和楽会	茶道	数回／年	二カ月に一回程度のお茶のお稽古	仲町台2丁目	仲町台2丁目
69	仲町台囲碁クラブ	囲碁	1回／月 程度	初心者から有段者に至らないメンバーで構成。2026年1月現在、男性7名、女性7名と初心者向、講師1名の15名で月3回活動中。 地区センターからイベントに参加要請あれば、積極的に参加している。	仲町台2丁目	仲町台2丁目
70	玉友会グループ	将棋	1回／月 程度	将棋を通して、協調精神を養い、障がい者のリハビリと社会参加	仲町台2丁目	—
71	横浜そば研究会	そば打ち	数回／年	手打ちのそばを試食し、技術向上を図っています。	仲町台2丁目	—
72	蕎恭の会	そば打ち	1回／週 以上	江戸時代より続く「手打ちそば」の技術と伝統を継承しつつ、地域活動として広めてゆく	仲町台2丁目	仲町台2丁目
73	仲町春句会	俳句	1回／月 程度	句会。 毎月作句(3～4句)して発表します。 センターまつりに掲示します。	仲町台2丁目	仲町台2丁目

	団体名	ジャンル	活動頻度	活動内容	主な練習場所 の住所	主な発表場所 の住所
74	日本画を楽しむ会	日本画	1回／月 程度	日本画を描いて楽しむ	仲町台2丁目	—
75	仲町七宝クラブ	七宝焼き	1回／月 程度	大人を対象に七宝焼の製作を行っている	仲町台2丁目	仲町台2丁目
76	菊の会	着物・盆踊り	1回／週 以上	大人(50代60代)女性を中心にスタンダードな盆踊りの練習とあたらしい盆踊りの創作。 ゆかた・着物の着付け練習。	仲町台2丁目	中川中央1丁目
77	ボナージュ横浜陶芸教室	陶芸	1回／週 以上	週1回制作活動を行い、年1回都筑区民文化祭に出展しています。	仲町台5丁目	茅ヶ崎中央
78	いけばな草月流	華道	1回／週 以上	毎週定期のいけばな教室開催。 月1回ほど、様々なジャンルの人とコラボレーションをして、いけばなライブパフォーマンスをし、多くの方へいけばなの可能性を広げている。 2~3ヶ月に1度、都筑区みなぎたマルシェに装飾で参加。 年に1~2回ほど、約30名ほどの親子ワークショップを開催。	早瀬	港北区菊名6丁目
79	アトリエ華了	華道	1回／週 以上	子どもたち、お年寄りの方、外国の方などに、草月流いけばなのレッスンをしております。 また、横浜華道協会、いけばなインターナショナルなど、花を通しての友好に力を入れており、様々なジャンルの方とのボランティア活動や、横浜市庁舎、都筑区総合庁舎、横浜高島屋、日本橋高島屋、ホテルなどでいけばな展示を行なっております。 最近では、地域の民家園などで、日本ならではの文化財を利用したいけばな展示も、発信していきたいと考えております。	早瀬	中区本町6丁目
80	新保箏教室	三曲（琴・三味線・尺八）	1回／週 以上	小さいお子様から、大人の方まで、箏を楽しんでいただく稽古をしています 大きなホールでの演奏会（ボッシュホール、都筑公会堂、浜離宮朝日ホール、紀尾井小ホール）にも希望者のみご出演いただいています	早瀬2丁目	東京都千代田区紀尾井町
81	都筑民謡友の会	三曲（琴・三味線・尺八）	1回／月 程度	70～90才の方が多い。月2回の練習と年2回の発表会。ボランティア活動。	東山田町	東山田町
82	迪和会	三曲（琴・三味線・尺八）	1回／週 以上	箏の稽古。年1回演奏発表。	平台	茅ヶ崎中央
83	民謡 栄孝会	民謡	1回／週 以上	テーマ「三味線とともに日本民謡を唄いましょう」 葛が谷ケアプラザ 中川ケアプラザ 各月1回ずつ活動。 ほほえみ交流カフェ 年に一度ほど活動 荏田南小学校で行われる荏田南文化祭に参加。（3回出場）	荏田南1丁目	葛が谷・中川1丁目
84	都筑徳座連	阿波踊り	1回／月 程度	徳島の伝統芸能「阿波おどり」を横浜でも知っていただけるよう活動する団体です。 女踊り、男踊り、お囃子などのパートがあり、幅広い年代のメンバーが所属しています。 地域のイベント参加や、高齢者施設への慰問も行っています。	荏田南2丁目	荏田南2丁目
85	勇輝会	民謡	1回／月 程度	三味線と尺八の伴奏者の方に伴奏していただき民謡を唄う。 年に3回発表会に参加している	茅ヶ崎南	茅ヶ崎中央
86	都筑舞の会	日本舞踊	1回／週 以上	舞の会は、和の心を大切にしながら、日本舞踊を楽しく学び・披露する場で、現在50代から80代の方が中心となって活動しているサークルです。 都筑区文化祭、都筑区民まつりに毎年出演、センター北、南まつり、YouTube 他 介護施設、グループホーム等で踊り披露、学校、町内会、夏祭り等で踊り指導をしています。	勝田町	区内各所
87	勝田囃子連中	お囃子	1回／週 以上	勝田町祭礼・勝田町、勝田南獅子舞・都筑区民祭り	勝田町	—
88	せせらぎ会	茶道	1回／月 程度	裏千家茶道。	勝田町	勝田町

	団体名	ジャンル	活動頻度	活動内容	主な練習場所 の住所	主な発表場所 の住所
89	松美会	水墨画	1回／月 程度	季節の花、生き物、身近なものを題材に	勝田町	勝田町
90	書道教室	書道	1回／月 程度	小学生から大人まで書道の練習と清書	勝田町	勝田町
91	都筑ゆりの会	日本舞踊・ 民謡踊り・ 新舞踊	1回／月 程度	月3回の稽古。 地域のまつり、文化祭、盆踊りの参加。 年1回の県大会。 老若男女いつでも見学に！！	勝田町	茅ヶ崎中央
92	チェリーブ ラッサム	大正琴	1回／月 程度	大正元年に名古屋で生まれた「大正琴」の練習をしています。 地域のおまつりやデイサービス等で演奏をしています。 日本生まれの楽器「大正琴」の魅力を多くの方にお伝えしたいと思っています。	勝田町	勝田町
93	折本太鼓	和太鼓	1回／週 以上	小学生25名、中学生から大学生、大人 メンバー33名で活動しています。 地域の夏祭り、盆踊り、会社イベント 等に参加しております。	折本町	折本町
94	折本囃子連中	お囃子	1回／月 程度	町内会の新年厄ばらい、折本小学校獅子舞鑑賞会など。 3月3日の淡島社の例大祭へ参加。町内会の夏祭りなど。	折本町	折本町
95	書道アートふ でむら	書道アート	1回／週 以上	地域のお祭りやイベントにライブ書道パフォーマンスや書道アート体験で参加。 伝統を現代に繋ぐ筆文字ロゴや書道アート制作。	折本町	中川中央
96	川和太鼓・煌	和太鼓	1回／週 以上	川和小学校和太鼓クラブの卒業生及びその家族を対象に和太鼓、篠笛の練習。 地域のお祭りやイベント、老人ホームなどで演奏。	川和町	川和町
97	巴会	日本舞踊	1回／週 以上	幼児(3才位)大人80才位迄の男女着物で日本舞踊の一人一人の稽古です。盆踊りから秋の祭と舞台があります。	川和町	茅ヶ崎中央
98	川和囃子連合 会	お囃子	1回／週 以上	小学生から大人までを対象に週1回の練習。 地元のお祭りや敬老会など地域密着のイベントに参加。都筑区民まつり、農協まつりなども参加している。	川和町	—
99	友雅会	書道	1回／月 程度	書道	川和町	—
100	宮仙書道会	書道	1回／週 以上	小学生を中心に、書道のお稽古。 年に一度イベントで書道パフォーマンス、その他展覧会などを行なう	川和町	川和町
101	川和寿会	民謡踊り	1回／週 以上	コミュニティ祭り、川和芸能文化祭	川和町	加賀原1丁目
102	竹林工房遊	竹細工・木 工	1回／週 以上	竹細工教室の開催や、木工サークルなどの活動。 イベントでは、竹関係のイベント、地域のお祭りなどに参加。	川和町	中川中央1丁目
103	つづき鼓陽会	和太鼓	1回／月 程度	日本の心を地域へ世界へ、のモットーに活動しています。日本全国北から南までの民謡に合わせて太鼓を打ち鳴らします。いわゆる鳴り物と呼ばれる太鼓をお稽古しています。中川中学校コミュニティハウスの文化祭、中学校オープンスクール、地域の敬老会などのイベントにも参加しています。	大棚町	大棚町
104	菊瑞塾	日本舞踊	1回／月 程度	(中川中学校)コミハの文化祭にむけた稽古(2回／月)。 昨年は(中川)中学校のオープンスクール・コミハ文化祭・地域のお正月行事に参加。	大棚町	大棚町
105	大棚囃子連中	お囃子	1回／月 程度	獅子舞、納涼会、大祭、区民祭	大棚町	牛久保東2丁目
106	墨乃会	書道	1回／月 程度	50～90才で8名、先生2名。 秋の文化祭に参加。月に2回活動。	大棚町	大棚町

	団体名	ジャンル	活動頻度	活動内容	主な練習場所 の住所	主な発表場所 の住所
107	ひまわり会	民謡舞踊	1回／週 以上	日本の心を地域へ、世界へをモットーに、日本全国に伝わる民謡の踊りをお稽古しています。北は北海道から南は九州までの民謡を現地まで取材をし研究し、形にし踊りにしています。中川中コミュニティハウスの文化祭や地域の敬老会、オープンスクールなどのイベントに参加しています。	大棚町	大棚町
108	ぎんの鈴	大正琴	1回／週 以上	ー	大棚町	大棚町
109	お箏の会	三曲（琴・三味線・尺八）	1回／月 程度	幼児から大人までを対象にお箏と三絃（三味線）のお稽古。 年一回の発表会 お稽古は月2回程度	池辺町	川崎市中原区 新丸子東3丁目
110	都田小和太鼓クラブ	和太鼓	1回／月 程度	都田小の子供を対象に和太鼓を月2回程度 地域のお祭りなどのイベント等に参加	池辺町	池辺町
111	輝絵の会	日本舞踊	ー	只今、高齢者のみの為 お稽古も体力的に 無理があり公共の場での参加は、しておりません。	池辺町	ー
112	筆と墨たのしみましょ	書道	1回／月 程度	月2回。 大人。 年二回コミハ祭り作品発表。	池辺町	ー
113	池辺高齢者囲碁将棋クラブ	囲碁・将棋	1回／月 程度	毎月第一、第3日曜日の午後会員が集まり練習会を実施。都筑区囲碁連盟の春秋の大会や都筑区老人クラブ連合会の大会に希望者が参加しています。	池辺町	中川西2丁目
114	yuyunekotaのいけばな教室	華道	1回／週 以上	センター北駅徒歩3分の不動産屋「アベイル」さんにていけばな教室をしています。是非、体験にいらしてください。	中川中央1丁目	茅ヶ崎中央
115	つどおう Jiji BaBa隊	昔話・わらべうた	1回／月 程度	絵本の読み聞かせ、昔話、わらべうた、手遊びなどで子供達、大人にも楽しんでもらう。 お話し会、図書館のイベントなどに参加	中川中央1丁目	北山田2丁目
116	ヨコハマ街頭紙芝居☆つづき座	街頭紙芝居	1回／月 程度	毎月最終土曜日に、横浜市歴史博物館で街頭紙芝居（複製）を実演。また地域のイベントやケア施設等での実演も実施。	中川中央1丁目	中川中央1丁目
117	都筑区郷土芸能保存連合会 南山田囃子連	お囃子	1回／週 以上	小学生から大人まで毎週一回土曜日、南山田町内会館にて19:00～20:00(1H)、お囃子の練習	南山田町	南山田町
118	裏千家茶道サークル若草会	茶道	数回／年	添釜をしています。	南山田町	川崎市川崎区 大師町
119	南山田の虫送り行事保存会	虫送り（行事）	1回／週 以上	小学4年生より毎週土曜日午後7時より継承のため稽古。 行事は毎年7月の土用入り後の土曜日に実施。 かつては全国の農村で行われていた虫送りは戦時中一時中止されていたが復活して50年を迎えた。	南山田町	南山田町
120	此花会	茶道	1回／月 程度	茶道	ー	ー
121	土っ子会	陶芸	1回／月 程度	ー	ー	ー
122	東山田第六町内会	どんどやき（行事）	数回／年	毎年、正月かざりなどをおたき上げしています。消防署に連絡のうえ実施しています。約150名参加。小正月(1/15)前の日曜日	ー	東山田町

みて!きいて!ふれて!

小・中学生のみなさんに新しい出会いを
五感がよろこぶ体験イベント



2026 in 伝統芸能の にっぽんぶき

お申し込みはこちら

※横浜市電子申請システムよりお申し込みください



受付期間:

7月17日(金)10時~
8月9日(日)21時

※お申し込み多数の場合は抽選
抽選の結果は8/13(木)以降連絡

2026年 9月6日(日)

①午前の部: 9時50分~12時00分ごろ

②午後の部: 13時35分~15時45分ごろ

場所: ボッシュ ホール 〈都筑区中川中央1-9-33〉

対象: 都筑区在住、在学の小・中学生 定員: 各回30名 料金: 500円/人

3つの体験が楽しめるメイン体験プログラムに加え、親子でも楽しめるサイドプログラムもご用意!



日本舞踊 (にほんぶよう)

日本舞踊のしぐさを体験してみよう!

場所: ホール 講師: 都伎の会 (花柳楽人)



祭囃子 (まつりばやし)

お祭りをもりあげる音楽や踊りを体験してみよう!

場所: リハーサル室 講師: 都筑区郷土芸能保存連合会



浴衣着付け

浴衣を着て、しなやかな動きを感じてみよう!

場所: 会議室 講師: 都筑民家園きもの愛好会

〈タイムスケジュール〉

午前の部	午後の部	内容
9:50	13:35	開会、講師パフォーマンス
10:20	14:05	体験会【着付け・日本舞踊・祭囃子】体験順は、チーム分けで変更あり
11:40	15:25	写真撮影 (箏などと一緒に写真が撮れます)※参加自由

▶メイン体験プログラム



日本舞踊 (にほんぶよう)

日本舞踊のしぐさを体験してみよう！

日本舞踊は敷居が高いと思われていませんか？浴衣と扇子一本あれば、年齢を問わずすぐに始められます。日常をはなれ季節を感じて伝統的な日本の文化に触れて、充実した時間を過ごしてみませんか？

講師プロフィール 都伎の会 (花柳楽人)



都筑区生まれ。12歳に人間国宝の二世花柳壽楽へ入門し、現在は三代目寿楽に師事。流派の師範として後進を育てる傍ら、坂東玉三郎や松本幸四郎の公演、NHK大河ドラマなど幅広く出演。現在は都筑区にて日本舞踊「都伎の会」で指導するほか、都筑区芸能協会会長や日本舞踊協会神奈川支部委員を務め、地域文化の発展と伝統芸能の普及に尽力。



祭囃子 (まつりばやし)

お祭りを盛り上げる音楽や踊りを体験してみよう！

お祭りを盛り上げる獅子舞や、太鼓、笛などの楽器を体験します。参加すれば君たちもお祭りのヒーローになれるかも！？

講師プロフィール 都筑区郷土芸能保存連合会



お囃子は、古くから日本各地のお祭りを盛り上げてきた伝統的な音楽です。都筑区になり30年以上続くお囃子連は現在区内8団体、100人以上が在籍しています。地域のお祭りやイベントを中心に、子どもたちから大人までにぎやかに活動中。太鼓や笛の音に合わせて、地域に笑顔と一体感を届けています。



浴衣着付け

浴衣を着て、しなやかな動きを感じてみよう！

日本人の伝統的な着物、簡単に着られる浴衣を着て、伝統芸能を楽しみましょう。浴衣を着て日本人の心を感じてみませんか？

講師プロフィール 都筑民家園きもの愛好会

都筑民家園で、毎月1回(10回/年)初めての方も自分で着物を着てお出かけできるように、着物の着付け講座を開催しています。5月5日の子どもの日、11月の七五三では着物の着付けをして、日本の伝統文化を皆さんと楽しんでいます。

伝統芸能・文化体験 (箏体験、投扇興体験、日本舞踊小道具展示)

※ご本人はもちろん、保護者の方も一緒にお楽しみいただけます。

和楽器の箏(こと)、江戸後期に生まれた蝶を見立てた的に扇子を投げて遊ぶゲーム、投扇興。それぞれに講師がアドバイス、日本文化をお楽しみください。



講師プロフィール

- ①箏体験：新保真佐江 (玄箏社常盤会師範)
- ②投扇興体験：芸術と遊び創造協会 (東京おもちゃ美術館)、神奈川支部

サイドプログラム

※昼休憩時

時間：12:00～13:15

場所：2階ホワイエ

令和8年 秋の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

- 1 9月21日（月）～9月30日（水）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（水）

スローガン

反射材 わたしとかがやく 夜の道

重 点

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止



横浜市交通安全キャラクター
まもる

◇◇◇令和7年中 時間帯別市内交通事故件数◇◇◇

時間帯	死者数	件数		
		構成率	構成率	構成率
6時～8時	2	4.8	651	9.0
8時～10時	1	2.4	1,018	14.1
10時～12時	4	9.5	828	11.4
12時～14時	1	2.4	792	10.9
14時～16時	4	9.5	835	11.5
16時～18時	4	9.5	1,100	15.2
18時～20時	3	7.1	956	13.2
20時～22時	7	16.7	453	6.3
22時～24時	3	7.1	215	3.0
0時～2時	4	9.5	150	2.1
2時～4時	2	4.8	76	1.0
4時～6時	7	16.7	166	2.3
合計	42	100.0	7,240	100.0

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図りこの運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、安全運転サポート車（略称：サボカー）の普及啓発等を図ります。

警察

- 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 2 こどもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- 3 こども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者などへの交通安全教室を積極的に推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会等交通安全団体

- 1 キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動を実施し、交通安全ひとこえ運動やハンドルキーパー運動を推進します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 二輪車・自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自動車を運転する際、横断歩道等ではこどもや高齢者を始め歩行者等の優先を徹底しましょう。
- 2 夕暮れ時の交通事故防止のため、前照灯は早めに点灯しましょう。
- 3 酒類販売業者等と協力して、運転する人には酒類を絶対に提供しないよう、ハンドルキーパー運動の輪を広げるなど地域ぐるみの運動を行いましょう。
- 4 自転車に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 5 関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで二輪車の無謀運転を許さない気運を高めましょう。



横浜市交通安全対策協議会
（事務局）横浜市道路・交通政策局道路政策課
電話045（671）2323

令和 8 年度地域の担い手創出支援事業
「自治会町内会担い手づくり講座」の実施について（ご案内）

1 趣旨

自治会町内会の会長や役員の皆さまにおかれましては、日頃から地域の様々な活動にご尽力くださり感謝申し上げます。

令和 8 年度も自治会町内会の会長や役員の皆さまを対象に、役員のなり手不足や会員の高齢化という顕在化してきている課題に対し、新たな参加者を増やすための工夫や、具体的事例を踏まえた効果的な手法について、自治会町内会運営のヒントとしていただくための講座を実施します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いするとともに、参加についてご検討ください。

3 講座の概要

地域の担い手を増やすきっかけとなるような、誰もが関わることのできる「小さな参加のかたち」の考え方や実践事例をご紹介します。

(1) 講師

大塚 朋子氏（NPO 法人 こまちぷらす理事）

地域における多様な主体との関わりや、地域の担い手を増やすきっかけづくりなどについてお話しいただきます。

落合 稔氏（東京都大田区 田園調布西町会会長）

実際の自治会・町内会活動のご経験を交えながら、新たな担い手づくりや参加促進の工夫について、実践事例をお話しいただきます。

(2) 日時・会場

- ① 9 月 5 日（土） 14 時～16 時【かながわ県民センター】
- ② 9 月 10 日（木） 14 時～16 時【サンハート（旭区民文化センター）】
- ③ 9 月 16 日（水） 14 時～16 時【港南公会堂】
- ④ 9 月 29 日（火） 14 時～16 時【緑公会堂】

4 申込み方法等

(1) 申込み方法

電子申請システムでの申請または
Eメール、電話、FAXのいずれかでお申込みください。



▲電子申請システム
(お申込みはこちらから)

(2) 申込期限：令和8年8月14日（金）まで

※応募者多数の場合は抽選で受講者を決定し、
ご希望の回に参加いただけない場合のみ、8月28日（金）までにメールでご連絡いたします。
(定員に満たない場合は、引き続き受け付けます)

(3) 申込み・問合せ先

各区地域力推進担当
(申込み・問合せ先の詳細は、添付のチラシをご参照ください)

5 添付資料

チラシ：「気軽な参加から広げよう！ 自治会町内会担い手づくり講座」
※本市ホームページにも掲載します。



▲令和8年度地域の担い手創
出支援事業ホームページ

6 令和7年度の開催実績（参考）

昨年度は「防災」をテーマに、地域のつながりづくりを目的とした講座を実施しました。
収録動画を市のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

参加者の感想

- ・今後の自治会活動の参考になった。
- ・地域の皆さんにどのように自治会活動に関わってもらおうかを考える機会になった。
- ・自分の自治会や周りの友人等へ内容を共有したいと思った。



▲令和7年度地域の担い手創
出支援事業ホームページ

市民局地域活動推進課
担当 大内、小池
電話 045-671-3624 /FAX 045-664-0734
メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

申込
期限

令和8年8月14日(金)まで

※応募者多数の場合は抽選で受講者を決定し、ご希望の会場・日時に参加
いただけない場合のみ、8月28日(金)までにメールでご連絡いたします。

※定員に満たない場合は、引き続き受付

受講対象者

市内自治会町内会の会長や役員等の皆さま
(自治会町内会で活動している方、地域活動に取り組んでいる方も可)

申込方法

電子申請システムでの申請または下記【申込事項】を記入の上、
Eメール、電話、FAXのいずれかでお申込みください。

電子申請システムにてお申込みの方

横浜市電子申請システム ▶ 手続き一覧(個人) ▶ 自治会町内会担い手づくり講座 で検索

申込事項

- ①希望する会場・日時 ②自治会町内会名 ③役職名 ④参加人数
⑤名前(漢字) ⑥名前(ふりがな) ⑦電話番号 ⑧メールアドレス



こちらの
二次元コードから
お申し込み

お問合せ・申込先(各区地域力推進担当)

青葉区

☎045-978-2286
✉ao-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp

旭区

☎045-954-6028
✉as-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp

泉区

☎045-800-2333
✉iz-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp

磯子区

☎045-750-2398
✉is-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp

神奈川区

☎045-411-7026
✉kg-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp

金沢区

☎045-788-7809
✉kz-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp

港南区

☎045-847-8383
✉kn-chiiki@city.yokohama.lg.jp

港北区

☎045-540-2247
✉ko-chikara@city.yokohama.lg.jp

栄区

☎045-894-8936
✉sa-chiiryoku@city.yokohama.lg.jp

瀬谷区

☎045-367-5789
✉se-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp

都筑区

☎045-948-2474
✉tz-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp

鶴見区

☎045-510-1678
✉tr-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp

戸塚区

☎045-866-8328
✉to-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp

中区

☎045-224-8136
✉na-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp

西区

☎045-320-8319
✉ni-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp

保土ヶ谷区

☎045-334-6380
✉ho-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp

緑区

☎045-930-2237
✉md-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp

南区

☎045-341-1239
✉mn-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp

※FAXでお申込みをご希望の方は、市民局地域活動推進課宛てにお送りください。☎045-664-0734
※お申込みにあたりいただいた個人情報、本事業以外には使用いたしません。

自治会町内会の
会長や役員等の
皆さまへ

令和8年度

参加
無料

気軽な参加から広げよう!

自治会町内会 担い手づくり講座

「関わり方」を工夫することで、
担い手を増やすきっかけとなるかもしれません。
本講座では、誰もが関わることのできる
「小さな参加のかたち」の考え方や
実践事例を学ぶことができます。



	日程	時間	会場
1	9月5日(土)	14:00~16:00 (受付13:30~)	かながわ県民センター
2	9月10日(木)	14:00~16:00 (受付13:30~)	サンハート (旭区民文化センター)
3	9月16日(水)	14:00~16:00 (受付13:30~)	港南公会堂
4	9月29日(火)	14:00~16:00 (受付13:30~)	緑公会堂

※講座内容は、各会場同じです。

電子申請システムでの
お申込みはこちらから



申込
期限

令和8年
8月14日(金)まで

主催：市民局地域活動推進課 委託先：株式会社イータウン

日時・会場・定員

- ①** **日時** 令和8年9月5日(土)
14:00～16:00(受付13:30～)

会場 **かながわ県民センター**
神奈川区鶴屋町2-24-2
「横浜駅」西口・きた西口から徒歩5分

定員 150名


- ②** **日時** 令和8年9月10日(木)
14:00～16:00(受付13:30～)

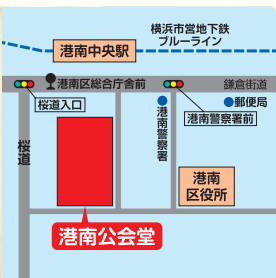
会場 **サンハート(旭区民文化センター)**
旭区二俣川1-3
相鉄本線「二俣川駅」北口から徒歩1分

定員 100名


- ③** **日時** 令和8年9月16日(水)
14:00～16:00(受付13:30～)

会場 **港南公会堂**
港南区港南中央通10-1
市営地下鉄ブルーライン「港南中央駅」1番出口から徒歩1分

定員 100名


- ④** **日時** 令和8年9月29日(火)
14:00～16:00(受付13:30～)

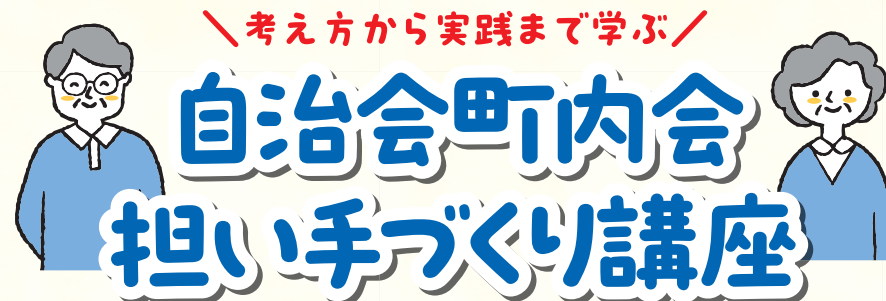
会場 **緑公会堂 緑区寺山町118**
JR横浜線/市営地下鉄グリーンライン「中山駅」
南口または2番出口から徒歩5分

定員 100名



●会場ごとに定員があります。●講座内容は、各会場同じです。
※講座の様子を撮影し、HPや広報に掲載する場合がありますのでご了承ください。

講座内容・講師紹介



／考え方から実践まで学ぶ／

自治会町内会 担い手づくり講座

本講座では、地域の担い手を増やすきっかけとして、

「小さな役割づくり」 「出来る範囲での参加を認め合う仕組み」

など、具体的な考え方や実践事例をご紹介します。

講師

大塚 朋子 氏
NPO法人こまちがらす理事



自身も子育て中にこまちがらすにボランティアとして関わり、後にスタッフになる。こまちがらすでは、ボランティアコーディネートや多様な方々との対話の場の企画、企業・商店との協働事業、居場所づくり講座等を担当。出産前は、障害者支援・地域ケアプラザにて地域活動支援や高齢者支援の業務に携わる。社会福祉士・精神保健福祉士。

講師

落合 稔 氏
東京都大田区
田園調布西町会会長



多摩川近くの閑静な住宅地にある900世帯の町会の会長。「住みよい街・住みたい街」にしていけるために、住民の声を反映した町会運営を目指し、アンケート調査を実施。同時に防災及び町会運営のサポーターを募集したところ、50名近くが集った。サポーターの強みを活かせる活躍の場を創出するなど、住民参加型の地域運営に取り組んでいる。

※講座の内容は予定です。変更になる場合があります。

アドバイザー 派遣の ご案内

講座で学んだことを一緒に実践しませんか

自治会町内会の皆さまが抱える運営の悩みに寄り添いながら、担い手づくりの実践に向けた企画や活動をサポートをします。
ご興味のある方は、会場にてスタッフにお問い合わせください。



令和8年度
第2回

都筑スタイル+ 自治会町内会交流ラボ

自治会活動をもっと楽しく！クリエイティブに！
都筑スタイル+
都筑の自治会町内会応援事業

交流ラボとは…共通の悩みや関心事をテーマに学び、気軽に意見交換できる場です。
交流を通じて、これからの自治会活動のヒントを見つけてみませんか？

実践者に
聞く

自治会活動の負担を 軽くするAI活用のコツ

1. AIの基礎と安全な使い方
2. 自治会活動におけるAI活用実践事例
3. 少人数グループでの交流・意見交換
(負担に感じていること共有、軽減に向けた工夫)



ゲスト：宮嶋 一元 氏
都筑区まちの先生

若い人にイベントに
参加してもらいたい

議事録づくりを
ラクにしたい

AIを使ってみたいけど
よくわからない



イベントチラシを
作成するのに
時間がかかる

日時

令和8年8月29日(土) 10時～12時
(受付開始 9:40)

場所

都筑区役所 1階区民活動センター

無料

■受講対象者・先着20名

区内の自治会町内会で活動している方で

- ・AIを使って事務の負担を軽くしてみたい方
- ・自治会の役員の仕事が大変だと感じている方
- ・無理なく続けられる運営のヒントを探している方

■申込方法(要事前申込み)

横浜市電子申請システムまたは申込書に必要事項を
記入の上、締め切りまでにお申し込みください。

■電子申請システム

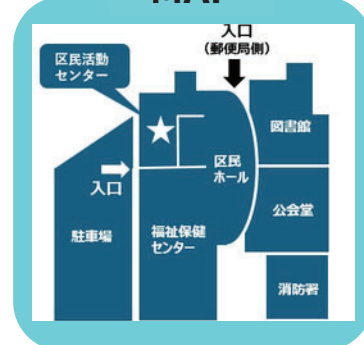
右の二次元コードを読み込んでください。

申込締切：8月25日(火) 17時

お申込み



MAP



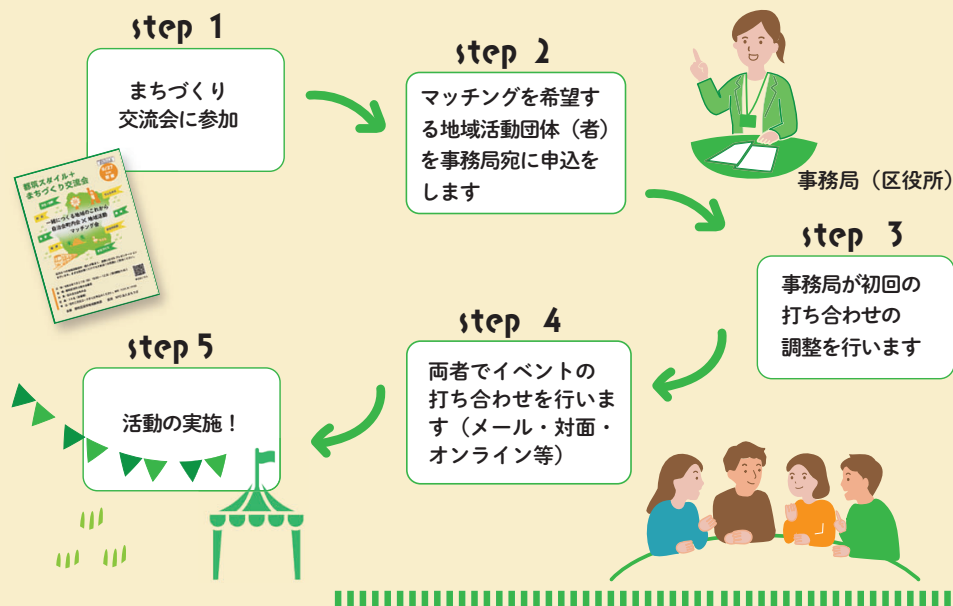
・いただいた個人情報は、「都筑の自治会町内会応援事業」の目的のみに使用します。
・当日の様子を撮影し、ホームページなど「都筑の自治会町内会応援事業」の広報に使用する可能性がありますのでご了承ください。

まちづくり交流会とは

自治会町内会と地域活動団体（者）の皆さまがイベントを通じて交流し、地域課題の解決や住民同士のつながりづくりを進めるための交流会です。区内の地域活動団体（者）が、地域で実施できる企画や取組を紹介し、意見交換を通して、自治会町内会との新たな連携につなげます。



マッチングの流れ



都筑スタイル+のイベント情報を区民活動センター公式 LINE でお届けします！

都筑区民活動センターで開催するイベント・セミナー等の情報に加え、都筑スタイル+まちづくり交流会の活動交流や、交流ラボ、区内自治会町内会の好事例など、活動に役立つ情報を定期的に発信していきます！



問合せ先 都筑区役所地域振興課地域力推進担当

電話番号：045-948-2474 FAX：045-948-2239 メールアドレス：tz-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp

・いただいた個人情報は、都筑区役所「都筑の自治会町内会応援事業」の目的のみに使用します。

・当日の様子を撮影し、ホームページや広報誌など「都筑の自治会町内会応援事業」の広報に使用する可能性がありますのでご了承ください。

都筑スタイル+ まちづくり交流会

自治会活動をもっと楽しく！クリエイティブに！
都筑スタイル+
都筑の自治会町内会応援事業

9/27
SUN
開催



区内8つの地域活動団体（者）が集まり、自治会町内会の皆さまと地域活動団体（者）との連携にむけたプレゼンテーションを行います。まずは話を聞くだけでも大歓迎！お気軽にご参加ください。

日時：令和8年9月27日（日） 10:00～12:30（受付開始 9:40）

会場：都筑区役所6階大会議室

対象：区内自治会町内会の皆さま

定員：30名（先着順）

申込：右の二次元コードからお申込みください。締切：9/24（木）17:00



申込はこちら

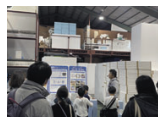
主催 都筑区役所地域振興課 委託 NPO 法人まちラボ

参加予定団体一覧

※参加団体や企画内容は変更になる場合があります。予めご了承ください。

まち
づくり

NPO 法人
テレワークセンター横浜



つづき
ものづくり体験

都筑区内のものづくり企業と連携し
ワークショップや工場見学などを通
じて、創造する楽しさや技術の魅力
を体感できます。

文化伝統

折り紙を楽しむ会



折り紙を楽しむ

日本の伝統文化「折紙」は、指と頭を
使うことで、脳の活性化にもつながり
ます。作品が完成したときの達成感を
一緒に楽しみましょう！

環 境

つづき くるりん環



暮らしの中の循環
を見つけよう！

コンポストやアップサイクルを通して、
モノを「捨てる」以外の選択肢を楽しく
発見。身近なところからできる小さな循
環をテーマに交流します。

ウェル
ネス

乗松 恭子さん（まちの先生）



「似合う」がわかる
パーソナルカラー &
骨格診断

パーソナルカラーと骨格診断により、
自分に似合う装いやメイクを知り、高
齢者でも無理なくおしゃれを楽しむヒ
ントを学びます。

食 育

37's café



備蓄食材で防災食を
作ってみよう！

防災食やエコクッキングの知識を学び、
発災時の在宅避難を想定し、備蓄食材
を使って簡単に美味しく調理する方法
を体験します。

AI

福 祉

宮嶋 一元さん（まちの先生）



AIを活用した
シニアレクリエーション

懐かしい昭和の出来事等、シニア向けの
クイズを生成 AI を活用し創作。頭と身
体を使った体験型プログラムにより参加
者同士の交流を促進します。

防 災

都筑ペット防災を考える会



都筑区インクルーシブ
防災ワークショップ

防災マップやペット避難 HUG ゲーム等を
使い、ペットだけでなく、インクルーシ
ブな視点で地域防災の理解を深めます。

多世代
交流

成田 直行さん（まちの先生）



ボードゲームで
遊ぼう！

世界中の様々なボードゲームを使い、
子供から大人まで多世代と一緒に楽し
めるイベント企画をサポートします。

マッチング事例

「37's café」安田美名さん × 東山田四丁目町内会

安田さんは、料理教室や子ども向けの食育活動にも取り組みながら、「東山田食堂 & シェアごはん」を通して、地域のひとと食をつなぐ活動を行っています。まちづくり交流会をきっかけに、東山田四丁目町内会にて防災食講座を開催しました。講座では、災害時の備えや「ローリングストック」の考え方を学んだ後、ポリ袋ごはんや缶詰を活用したメニューなど、身近な食材でできる調理実習を実施。参加者からは「すぐに家でも試したい」「カセットコンロだけでも美味しい非常食が作れる」と好評を得ました。この取組を通じて、地域住民の防災意識が向上し、参加者同士の交流も深まりました。その後、小学校やケアプラザからの依頼にもつながり、自治会町内会との連携にとどまらず、地域全体へと取組が広がっています。

町内会のコメント 毎年、防災講座のテーマや講師探しに悩んでいました。安田さんに活動をサポートしてもらうことで新しい取り組みが実現できました。

当日のプログラム

マッチング相手を見つけよう！



1. マッチング事例紹介

地域で実際に生まれたつながりをご紹介します！
昨年の事例から活動のきっかけや広がりポイントが分かります。

2. 地域活動団体（者）によるプレゼンテーション

防災、食育、多世代交流、環境、まちづくりなど、自治会町内会の皆さまと一緒に実施できる企画や取組を具体的に提案します。

3. マッチングに向けた意見交換

気になる団体と直接お話しできる交流タイム！
「こんなことをやってみたい」を気軽に共有し、次の一歩へ。

コーディネーター
大越雅美（NPO 法人まちらぶ代表理事）

